



加東市ごみ処理基本計画（案）

（中間見直し）

～夢がきらめく☆元気なまち加東～

平成 年 月
加 東 市

◇◇◇◇◇ 目次 ◇◇◇◇◇

| | |
|--|-----------|
| 第 1 章 総論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 3 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 第 2 章 地域の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 1 市の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 2 自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 3 社会条件・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 4 関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 第 3 章 ごみ処理の現況と課題 ・・・・・・・・ | 12 |
| 1 ごみ処理行政の沿革・・・・・・・・ | 12 |
| 2 ごみ処理体制・・・・・・・・ | 14 |
| 3 ごみ処理の実績・・・・・・・・ | 17 |
| 4 ごみ処理の評価・・・・・・・・ | 26 |
| 5 関係法令等・・・・・・・・ | 29 |
| 6 計画の検証・・・・・・・・ | 32 |
| 7 課題の整理・・・・・・・・ | 34 |
| 第 4 章 計画の目標 ・・・・・・・・ | 35 |
| 1 基本理念・・・・・・・・ | 35 |
| 2 基本目標・・・・・・・・ | 36 |
| 3 目標値・・・・・・・・ | 37 |
| 4 ごみの発生量および処理量の見込み | 38 |
| 第 5 章 基本計画 ・・・・・・・・ | 40 |
| 1 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項 | 40 |
| 2 分別して収集するものとしたごみの種類および分別の区分 | 44 |
| 3 ごみの適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項 | 45 |
| 4 ごみの処理施設の整備に関する事項 | 48 |
| 5 その他ごみの処理に関し必要な事項 | 48 |
| 第 6 章 フォローアップ ・・・・・・・・ | 53 |
| 1 計画の周知・・・・・・・・ | 53 |
| 2 計画の進行管理・・・・・・・・ | 53 |
| 3 計画の見直し・・・・・・・・ | 53 |

1 計画の目的

わたしたちは、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムによって、豊かで便利な生活を実現してきました。そのために、廃棄物の発生量の増加と質の多様化による廃棄物処理の問題や、自然環境の破壊、地球温暖化の問題などが深刻化し、循環型の処理システムを構築することが急務となっています。

また、国におけるごみ処理行政を取り巻く環境も変遷してきており、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」という。）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）等のリサイクル関連法の整備が進められ、資源循環型社会システムへの転換が求められています。

さらに、1993（平成5）年3月に策定された国の「ごみ処理基本計画策定指針」についても、2016（平成28）年9月に改定されました。

こうした状況の中、循環型社会実現に向け、廃棄物についてはできる限り発生を抑制し、不用となったものについては不適正処理の防止、環境への負荷低減に配慮しつつ、できる限り循環的な利用を行うこと、および循環的な利用ができないものについては、適正な処分を確保することが必要となっています。

このため、引き続き、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、いわゆる「3R」を積極的に推進し、更に徹底した排出抑制・分別の徹底を図っていくとともに、それでも発生する廃棄物を適正に処理していくための方策を、市民や事業者のみなさんと一緒に考え、実施していかなければなりません。

加東市（以下、「本市」という。）のごみの排出量をみると、1人1日当たりのごみ排出量は兵庫県平均より下回っていますが、リサイクル率は比較的低いというのが現状です。

ごみ処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、リサイクル率の向上と、環境への負荷が少ない循環型社会の実現を目指し、本市におけるごみの排出抑制、再生利用および適正処理に向けた今後の基本的な方針を、長期的かつ総合的視野に立って定めることを目的とします。

本計画は、こうした廃棄物行政を取り巻く環境の変化や課題への対応を図るため、市民・事業者・市の役割分担やごみの減量化に向けた目標等を明確にしたうえで、10年間で進めていくべき施策の方向性や具体的な取組を定めています。

この度、計画策定から5年が経過したことや平成31年4月1日から滝野地域のごみ処理が、加東市のごみ処理へ移行することに伴い、骨格にあたる基本理念、基本目標は改定前の本計画を基本とし、これまでの廃棄物の発生抑制・リサイクル推進の取組を評価し、社会情勢等の変化、廃棄物処理法や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理の基本的指針の変更等の動向を踏まえ、本計画を見直します。

2 計画の性格

(1) 法的な位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定めるにあたり、生活排水を除く「ごみ」に関して、発生量および処理量の見込みや排出の抑制のための方策に関する事項などを定めるものです。

なお、本計画に定める事項は、廃棄物処理法をはじめとする上位法令・指針の基本方針に即したものとします。

(2) 市の他計画との関係

本市は、2011（平成23）年3月に環境基本法に基づく「加東市環境基本計画及び行動方針」を、2018（平成30）年3月には、市の「第2次加東市総合計画」を策定しています。本計画では、循環型社会形成のための法令や国・県の各計画、本市の上位計画との整合を図ります。本計画と他の計画との関係は、図1-1のとおりです。

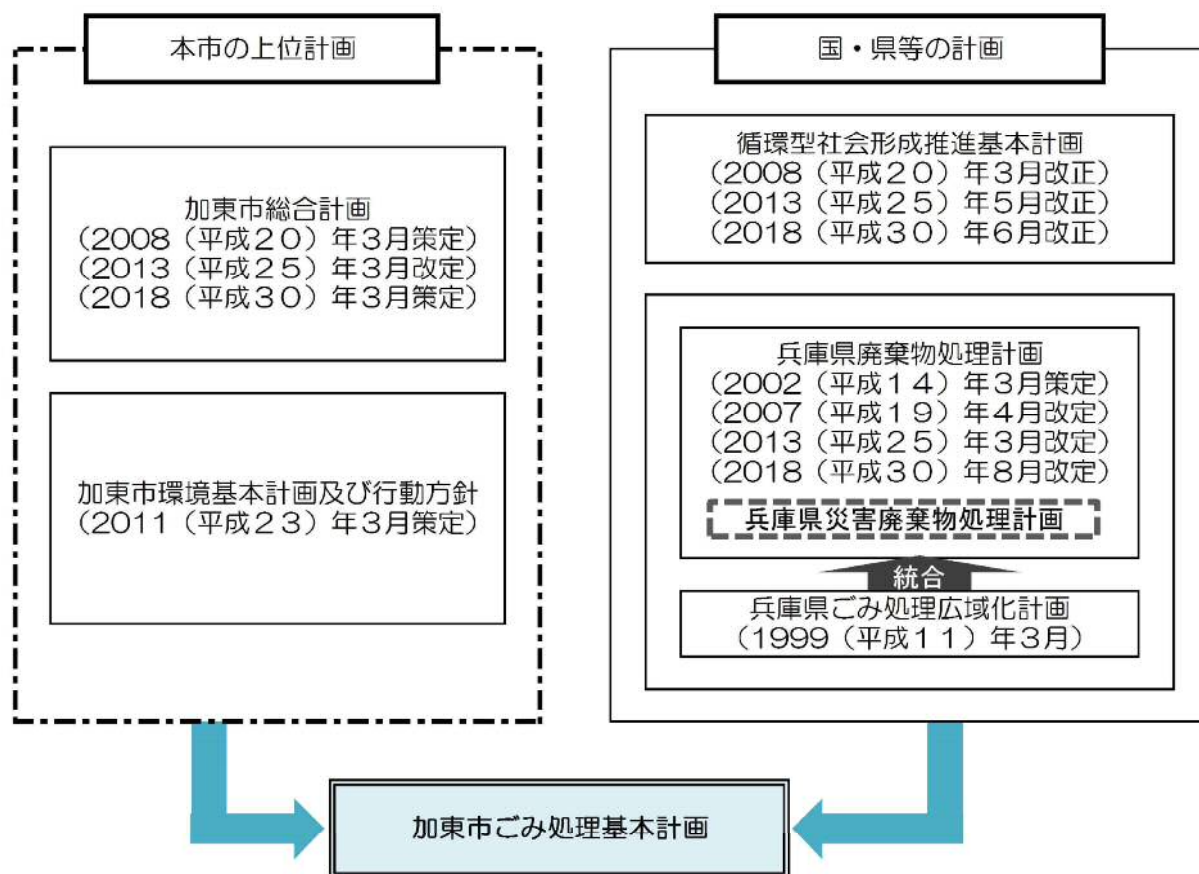


図1-1 本計画と他の計画との関係

3 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、2013（平成25）年度から2022（平成34）年度までの10年間を計画期間とします。

継続的な計画の点検、評価を行い、計画を推進するとともに、概ね5年毎、もしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。



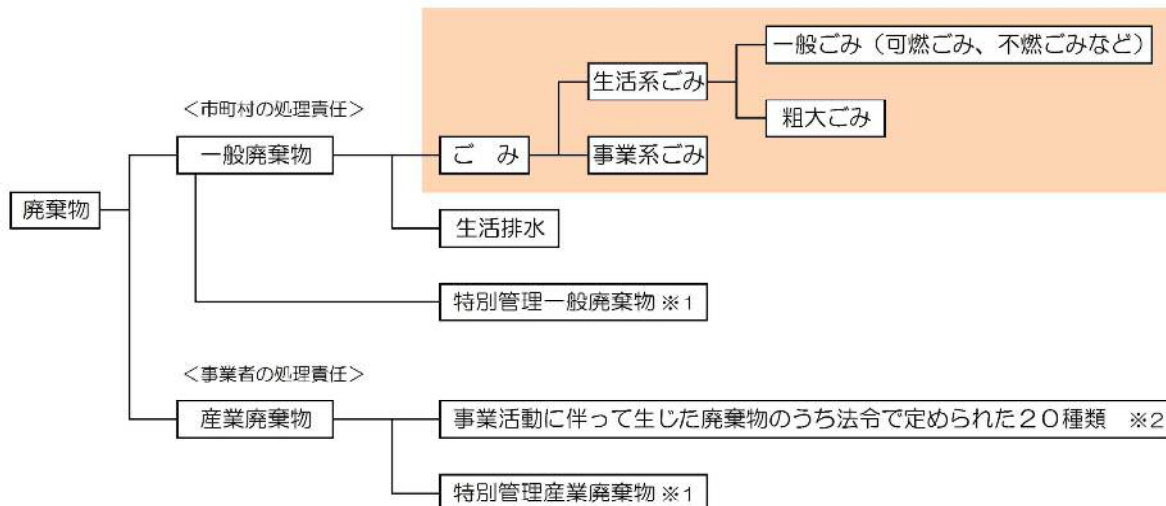
※ 基準年度は、ごみ発生・排出削減目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、環境省が公表した「一般廃棄物処理実態調査結果」の2010（平成22）年度とします。また、2010（平成22）年度から過去5年間の実績値（公表値）を基にごみ処理に係る実績を把握・整理します。

図1-2 基本計画の期間

(2) 計画の範囲

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち「ごみ」とします。

▼加東市ごみ処理基本計画の対象範囲（■の部分）



※1: 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
 ※2: 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

図 1-3 計画の対象範囲

1 市の概要

(1) 位置

本市は、兵庫県中央部のやや南よりに位置し、北は西脇市、東は篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市と接し、総面積は157.55 km²を有しています。



図2-1 位置図

(2) 沿革

1889（明治22）年の市町村制の施行により、社村（1912（明治45）年町制により社町）、福田村、上福田村、米田村、鴨川村、滝野村（大正14年町制により滝野町）、加茂村、上東条村、中東条村が誕生しました。

1953（昭和28）年には町村合併促進法が施行され、社町、福田村、上福田村、米田村、鴨川村が合併して社町が誕生（1955（昭和30）年3月31日）、滝野町、加茂村が合併して滝野町が誕生（1954（昭和29）年3月31日）、上東条村、中東条村が合併して東条町が誕生（1955（昭和30）年3月31日）し、加東郡は3町に再編されました。

そして、2006（平成18）年3月20日、社町、滝野町、東条町は合併して加東市となり、新しい歴史をスタートさせています。

2 自然条件

(1) 気候

本市の気候は、瀬戸内型気候の特色が見られ、四季を通じて比較的温暖な気候となっています。台風や降雪などによる自然災害は少ないですが、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴があります。

(2) 地勢

本市の北部に中国山地の支脈がのび、これに連なって御嶽山、三草山、五峰山などがあります。また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と沖積平野が形成されており、南部には嬉野台地、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっています。

3 社会条件

(1) 人口

行政区域の人口は、2000（平成12）年をピークに減少傾向に転じ、2015（平成27）年では40,310人となっています。

世帯数は、1975年（昭和50年）の7,697世帯から2015年（平成27年）の15,086世帯へと、この40年間で約2.0倍に増加しています。一方、1世帯あたり人員は、1975年（昭和50年）の4.21人/世帯から2015年（平成27年）の2.67人/世帯へと減少傾向にあります。

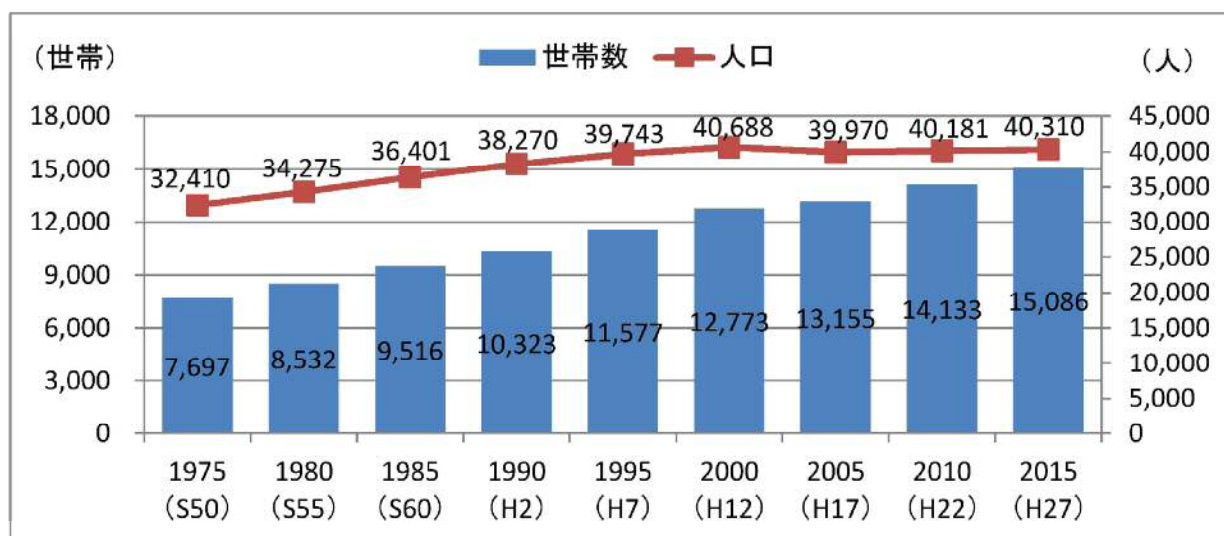


図2-2 人口および世帯数 資料：総務省（国勢調査）

(2) 産業

2014（平成26）年の事業所数および従業者数は、総事業所数1,837、総従業者数20,913人となっています。

内訳についてみると、事業所数は、卸売・小売業が435と最も多く、次いで製造業291、

飲食店・宿泊業232となっています。従業者数では、製造業が7,546人と最も多く、次いで卸売・小売業2,907人、医療・福祉1,975人となっています。

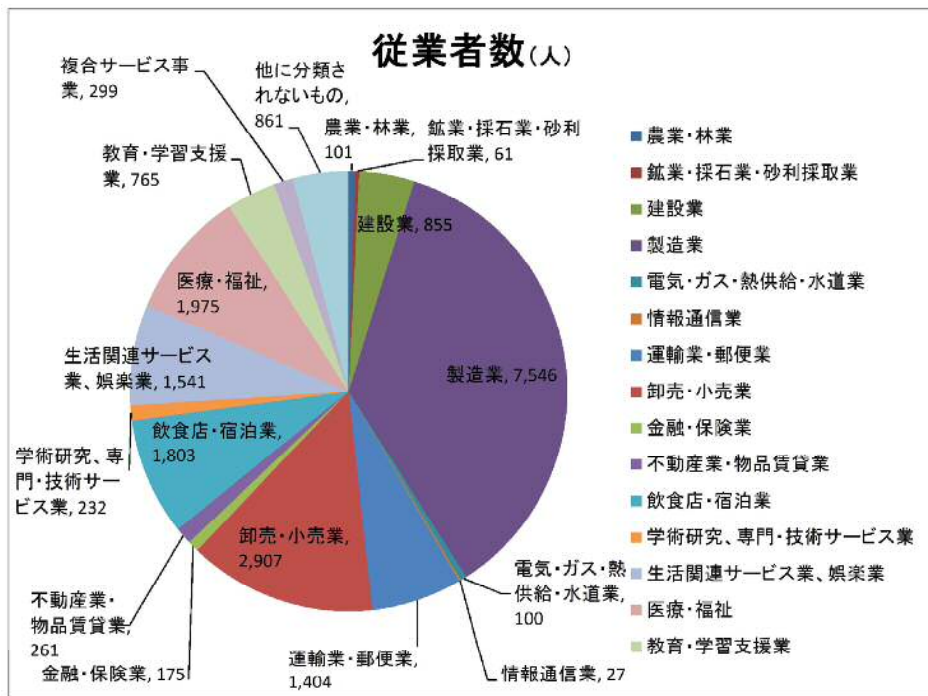
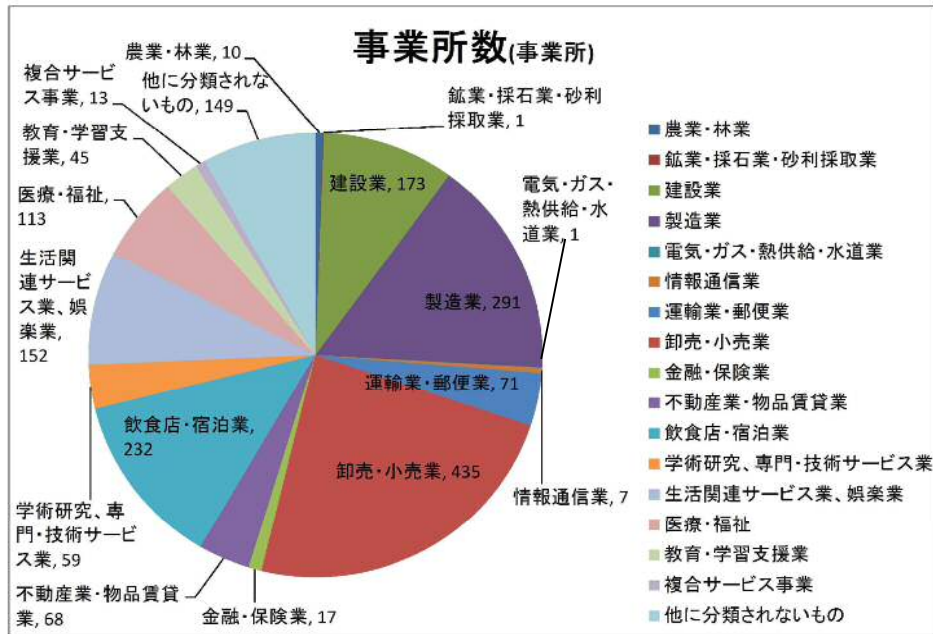


図2-3 事業所数および従業者数比率[2014(平成26)年度]

資料：総務省・経済産業省(経済センサス)

(3) 都市計画等

社地域の一部および滝野地域全域は、都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域の区分(線引き※)がされています。

東条地域全域は、市街化区域と市街地調整区域の区分がされていない(非線引き※)都市計

画区域であり、ひょうご東条ニュータウンインターパークには用途地域が指定されています。
 良好な市街地及び住環境の充実のため、土地区画整理事業や公営住宅の整備・改修を進めます。

幹線道路へのアクセス道路や生活道路の幅員が狭く、歩道がない道路も多い状況にあります。
 市街化区域内は、大部分が宅地ですが、田・畑などの未利用地もみられます。

市街化調整区域は、山林と田、畑が主となっていますが、休耕田、耕作放棄地が増加しています。

※線引き／非線引き：都市計画法において、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区別を定めることができる
 とされている。これを「区域区分」と言い、いわゆる「線引き」と呼ばれる。（同法第7条）「非線引き」とは都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度を適用しない場合を言う。

資料：加東市都市計画マスタープラン（2009（平成21）年11月）

4 関連計画

（1）総合計画

| | |
|-------------|--|
| 計画書名 | 加東市総合計画（2018（平成30）年3月策定） |
| 目標年次 | 2018（平成30）年度～2027（平成39）年度 |
| 将来像 | 山よし！技よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東 ～みんなが主役！絆で結ばれた笑顔あふれるしあわせ実感都市～ |
| 施策の大綱 | <ul style="list-style-type: none"> ・未来を創造する子どもたちを育む学びのまち ・学習環境が充実した文化あふれるまち ・ひと・くらし・自然が調和した共生・協働のまち ・子どもから高齢者まで安心してくらし続けられるまち ・地域産業が躍動する活力あふれるまち ・豊かで快適なくらしを支える都市基盤が整備されたまち ・安全でおいしい水と快適な生活環境が持続されたまち ・戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち ・安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち ・公平・中立なまちづくりに取り組むまち |
| 人口指標 | 40,000人 |
| 一般廃棄物 関係 | <p>将来あるべき姿 市民や地域、事業者、行政などが協働で3Rを推進し、ごみを出さない循環型へのライフスタイルの転換や事業活動が行われています。</p> <p>市の取組 ① 【廃棄物の減量・リサイクルの推進】生ごみの水切りやごみの分別の推進、3R意識の向上に向けた啓発などにより、生活系ごみの排出量抑制を図るとともに、事業所などに対する啓発を強化し、事業系ごみの排出量抑制に取り組みます。また、新たな品目の再資源化を検討す</p> |

るとともに、地区（自治会）や団体による資源ごみ集団回収などの主体的な活動を支援します。

- ② 【廃棄物の適正処理の推進と効率的な処理体制の構築】2019（平成31）年度から滝野地域のごみ処理を小野加東加西環境施設事務組合などへ移行し、市内全域のごみ処理を一元化します。あわせて、資源ごみ積替・保管施設を活用した収集運搬体制の効率化を図り、ごみ処理経費を削減します。

市民・事業者等の取組

- 市民は、ごみに関するリサイクル懇談会に参加するなど、3R意識を高め、3R活動を積極的に推進します。
- 市民や地域は、ごみ処理一元化の取組についての理解を深めます。また、ごみの適正かつ効率的な処理・処分が行えるよう、分別を徹底します。
- 地域や団体は、資源ごみ集団回収に積極的に取り組みます。
- 事業者は、産業廃棄物や一般廃棄物に対する理解を深めるとともに、従業員のごみの減量・リサイクル意識の高揚を図るなど、3R活動を積極的に推進します。
- 事業者は、産業廃棄物と一般廃棄物を適切に分別し処理します。

指標とその目標

| 指標名 | 指標の考え方 | 実績値 2011 (H23) | 現状値 2016 (H28) | 目標値 2022 (H34) |
|-------------------|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 生活系ごみ排出量（全体） | 市民1人1日当たりの生活系ごみの排出状況 | 498g | 470g | 470g |
| 生活系ごみ排出量（燃えるごみのみ） | 市民1人1日当たりの生活系ごみ（燃えるごみ）の排出状況 | 327g | 322g | 304g |
| 事業系ごみ排出量（全体） | 市民1人1日当たりの事業系ごみの排出状況 | 255g | 255g | 240g |
| 資源ごみ集団回収実施回数 | 地域や団体の主体的な取組による資源ごみ集団回収の実施状況 | 55回 | 56回 | 60回 |
| ごみ処理経費 | ごみ処理経費の削減状況 | 328,161 千円 | 323,807 千円 | 257,218 千円 |

(2) 環境基本計画

| | |
|---------|--|
| 計画書名 | 加東市環境基本計画及び行動方針（2011（平成23）年3月策定） |
| 目標年次 | 2011（平成23）年度～2020（平成32）年度 |
| 環境の将来像 | 多彩な水辺、歴史と文化あふれる山々、酒米“山田錦”実る農地を受け継ぐ誇り高さ“環境びと”が集うまち 加東 |
| 環境の目標 | 10年後（2009年比）までに温室効果ガス排出量を25%削減 |
| 基本方針 | <p>1. 青い空と緑の大地を豊かに保ち、地球にやさしいまち</p> <p>再生可能なエネルギーの利用や省エネルギーにより、環境と経済の統合を図り、化石燃料等の枯渇資源に頼らない活動による地球温暖化の防止に努め、澄み切った空、緑の大地を豊かに保つとともに、地球環境の保全に努めます。</p> <p>2. 環境びとの生活空間を美しく、快適に保つまち</p> <p>地域経済の活性化と食の安全にもつながる地産地消、騒音や振動、悪臭のないひとにやさしい環境に配慮した生活空間の創造など、安全でゆとりある快適な環境づくりと、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の徹底による循環型社会づくりに努めます。</p> <p>3. 色鮮やかな山、澄んだ水を守り、生きものとともに暮らすまち</p> <p>色鮮やかな山林（奥山）と里地里山、澄んだ水の流れる河川等の水辺、農地等の野生生物（動植物）の生育生息環境に配慮した豊かな生態系の保全により、心豊かなひとを育むための、自然とふれ合う場とそこから生まれる恵みの恩恵を受け続けることのできる自然環境づくりに努めます。</p> <p>4. みんなで環境びとになるために互いに協働できるまち</p> <p>なぜ環境への取組が必要なのか、どのような活動や行動が必要なのか、一人ひとりが取り組むべき問題としての“気づき”を大切にしたい意識啓発と、それから広がる活動や行動の輪の重要性を伝える環境学習の推進、環境情報や市民活動等の公開、環境活動組織や情報のネットワークシステムの構築を図り、一人ひとりの環境意識の向上とネットワーク力を活かした環境活動の拡大に努めます。</p> |
| 一般廃棄物関係 | <p>(1) ごみ・廃棄物の減量、循環型社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 循環型活動スタイルを確立します！ ○ ごみ、廃棄物処理のための基盤充実として、民間施設の利用を含めた整備を推進します！ <p>① 現状と問題</p> <p>加東市では、ごみ、廃棄物の減量化の一環として分別回収やリサイクルの徹底、ごみ袋の有料化（ごみ処理費の手数料化）などに取り組んできました。</p> <p>また、農地等を所有する家庭が多く、農地等を利用した生ごみの堆肥化や減量化が行われている中、2010年（平成22）年度まで実施していた「生ごみ減量化処理機購入費補助」制度により、生ごみの</p> |

減量化を推進し、生ごみ処理機の購入率が世帯数換算で、市全体で約11%となっています。

しかし、住宅地から離れた地域などでは、車内で飲食した時に出たごみや家電製品など、家庭から出たと思われる不要物の不法投棄が各所で確認されています。

② 主要な課題

大量生産、大量消費に加え、サービスのための過剰包装などがごみを増大させている大きな原因です。ごみの増大は資源の浪費につながるということを理解していただき、買い物袋を持参してごみになるレジ袋を受け取らないことや、生ごみを堆肥化するなどのごみの発生を抑制する新たなライフスタイルへの取組が必要です。

【環境市民会議が示した地域の問題】

- ・未だに自宅でごみを焼却している人がいる（野焼き）
- ・レジ袋に入った家庭ごみの不法投棄が道路沿いなどで目立つ
- ・犬のフンの処理がされていない
- ・高速道路のフェンス内の不法投棄ごみが多いように思う

③ 今後の方針

加東市では、もったいないと思う心を大切にゴミになるものは減らす（リデュース）、何度も繰り返し使う（リユース）、資源として再生利用する（リサイクル）3Rの取組を積極的に進め、ゼロエミッションのまちづくり、ごみのない美しいまち並みの循環型社会づくりを進めていきます。

ごみを出さないひとづくり、まちづくりが必要です！

【 主要な施策 】

ごみのリサイクルを推進し、循環型活動スタイルを確立するため、

◇ごみステーションパトロールによる啓発の強化

◇イベント等での使用資材のリユースの推進（箸やカップなどのリユース品使用）

◇不要物再使用（再利用）のための情報発信の強化（絵本や玩具などの再使用）

ごみ、廃棄物処理の基盤充実のための民間施設の利用推進のため、

◇民間の廃棄物処理施設の利用を検討

市民・事業者・市の行動方針

| 主体 | 行動方針 |
|-----------|--|
| 市民 事業者 | ○リサイクル（容器包装など）分別を徹底しましょう。 ○ごみの不法投棄撲滅策を地域でも検討しましょう。 ○生ごみを資源化し、循環利用しましょう。 ○地区単位で資源ごみ回収ボックスを設置しましょう。 |

| | |
|--|--|
| | <p>○長く使えるものを使うように心掛けましょう。</p> <p>○バザーなどをしてリサイクルを進めましょう。</p> <p>○廃食用油の回収拠点箇所数を増やしましょう。</p> <p>○循環型社会のモデルとなる地域を増やしましょう。</p> |
| 市 | <p>○資源の有効利用により、市役所においても廃棄物を減少させていきます。</p> <p>○廃棄文書についてはリサイクルに努めます。</p> <p>○公共施設排出ごみの削減を図ります。</p> <p>○飲食を伴うようなイベント、行事などでは、残飯等を少なくするよう数量に配慮し、また、コップは紙ではなく再利用できるガラスのコップ等を使用します。</p> <p>○ごみとなるレジ袋の削減のためマイバック持参運動を推奨し、資源ごみの再資源化や再商品化を実施し、地球温暖化対策、省資源・ごみ減量化に貢献します。</p> <p>○生ごみの発生抑制・堆肥化により、生ごみの減量を進めます。</p> <p>○住民のごみ減量に対する意識の向上を図ります。</p> <p>○残土等及び不燃物の最終処分を行うことにより、住民の不燃物処理に対する負担軽減を図ります。</p> <p>○民間施設等を利用した再資源化を推進します。</p> <p>○地域住民、土地所有者、警察、県等の連携により、不法投棄の未然防止に努めるとともに、発生事案に対しては犯罪行為を許すことなく、警察との連携により徹底した捜査を行い原因者の特定に努めます。</p> <p>○不法投棄が絶えない地域の住民と行政が協働して処分することにより良好な生活環境を創出します。</p> |
| <p>【取組目標】～取組状況の進行の目安として～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率 ・ごみの減量化率 | |

第3章 ごみ処理の現況と課題

1 ごみ処理行政の沿革

ごみ処理行政の沿革は、表3-1に示すとおりです。ここでは、過去29年間（1989（平成元）年度～2017（平成29）年度）を整理します。

| 年 度 | 内 容 | | |
|---------------|------------------------------|---|---|
| | 社地域 | 東条地域 | 滝野地域 |
| 1989 (H1) | 小野クリーンセンター操業開始 | 粗大ごみ収集開始 | 大型ごみ定期収集を廃止 |
| 1990 (H2) | | | 「ごみ説明会」を開催 |
| 1991 (H3) | | セトモノ類収集開始 | 簡易焼却炉、生ごみ堆肥器、マナー3点セットの斡旋補助事業を実施 資源ごみ集団回収促進補助モデル事業を開始 |
| 1993 (H5) | | | 北播磨清掃事務組合「みどり園」設立 |
| 1996 (H8) | 生ごみ処理機購入補助開始 | | 新ごみ処理施設稼働 |
| 1997 (H9) | | | 北播磨リサイクルプラザオープン |
| 1998 (H10) | ペットボトル収集開始 | 生ごみ処理機購入補助開始 廃プラスチック収集開始 ペットボトル収集開始 | |
| 1999 (H11) | | 牛乳パック拠点回収開始 | ペットボトル収集開始 |
| 2000 (H12) | 容器包装（缶・びん・プラスチック・ペットボトル）収集開始 | 指定袋（45ℓ）40円/枚 | |
| 2004 (H16) | ステッカー廃止 | | |
| 2005 (H17) | 加東市誕生：2006（平成18）年3月20日 | | |
| 2006 (H18) | 指定袋（45ℓ）30円/枚 | | |
| 2007 | 「ポイ捨て等の防止に関する条例」制定、2008（平 | | ごみ減量20%大作戦開 |

| | | |
|---------------|--|--|
| (H19) | 成20)年4月より施行 ごみ減量説明会の開催 | 始 有料指定袋制度導入 容器包装プラスチック分 別収集開始 |
| 2008 | 「加東市環境基本条例」制定 | |
| (H20) | 容器包装プラスチック分別収集開始 「ごみステーションパトロール」に名称変更 | みどり園はやすクリーン センター オープン |
| 2010 (H22) | 加東市環境基本計画及び行動方針策定(2011(H23)~2020(H32)) 生ごみ処理機購入補助終了 廃食用油の拠点回収開始 | |
| 2013 (H25) | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行 粗大ごみ収集に使用済小型家電回収を実施 | |
| 2014 (H26) | 加東市小型家電リサイクル回収実証事業 粗大ごみ回収・小型家電イベント回収実施 小型家電回収ボックスの設置(社、滝野、東条公民館) | |
| 2015 (H27) | 「ごみステーションパトロール」から「ごみ減量・リサイクル懇談会」へ名称変更 藪残土処分場えん堤築造工事 | |
| 2017 (H29) | 加東市リサイクルヤード稼働 | |

表 3-1 ごみ処理行政の沿革

2 ごみ処理体制

(1) 分別区分

社・東条地域と滝野地域処理区域が異なるため、ごみの分別区分は、表3-2に示すとおりです。大きくは、燃えるごみ（以下、「可燃ごみ」と示す。）、容器包装プラスチックなど（以下、「資源ごみ」と示す。）、不燃ごみおよび粗大ごみです。

また、拠点回収を行っている品目についても整理します。

| 処理地域 分別区分 | 社・東条地域 (小野クリーンセンター) | 滝野地域 (みどり園) |
|--------------|-----------------------------|-----------------|
| 可燃ごみ | 燃えるごみ | 燃えるごみ |
| 資源ごみ | 容器包装プラスチック | 容器包装プラスチック |
| | 硬質プラスチック | |
| | びん(無色・茶色・その他色) | ビン(無色透明・茶色・色) |
| | ペットボトル | ペットボトル |
| | 缶・小型金属類 | 金属類 |
| | 乾電池 | |
| | 蛍光灯・電球 | |
| 不燃ごみ | 不燃ごみ | その他の不燃物類 |
| 粗大ごみ | 粗大ごみ(持ち込み) | 大型ごみ(持ち込み/戸別収集) |
| 拠点回収 | 粗大ごみ(小型家電製品等、大型プラスチック、金属ごみ) | |
| | 廃食用油 | |
| | 回収ボックス(小型家電製品等) | |

表 3-2 ごみの分別区分

(2) ごみ処理フロー

社・東条地域から排出されるごみの処理フローは、図3-1-1に示すとおりです。

- ・可燃ごみは、小野クリーンセンターのごみ焼却施設において焼却処理を行っています。
- ・資源ごみは、中間処理施設で選別処理され、資源化を行っています。
- ・不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場で埋立を行っています。
(直接搬入は、社地域は上中埋立処分地、東条地域は藪残土処理場で埋立を行っています。)
- ・粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で中間処理され、焼却・埋立・資源化を行っています。
(社・東条地域)

ごみ処理フロー 社・東条地域

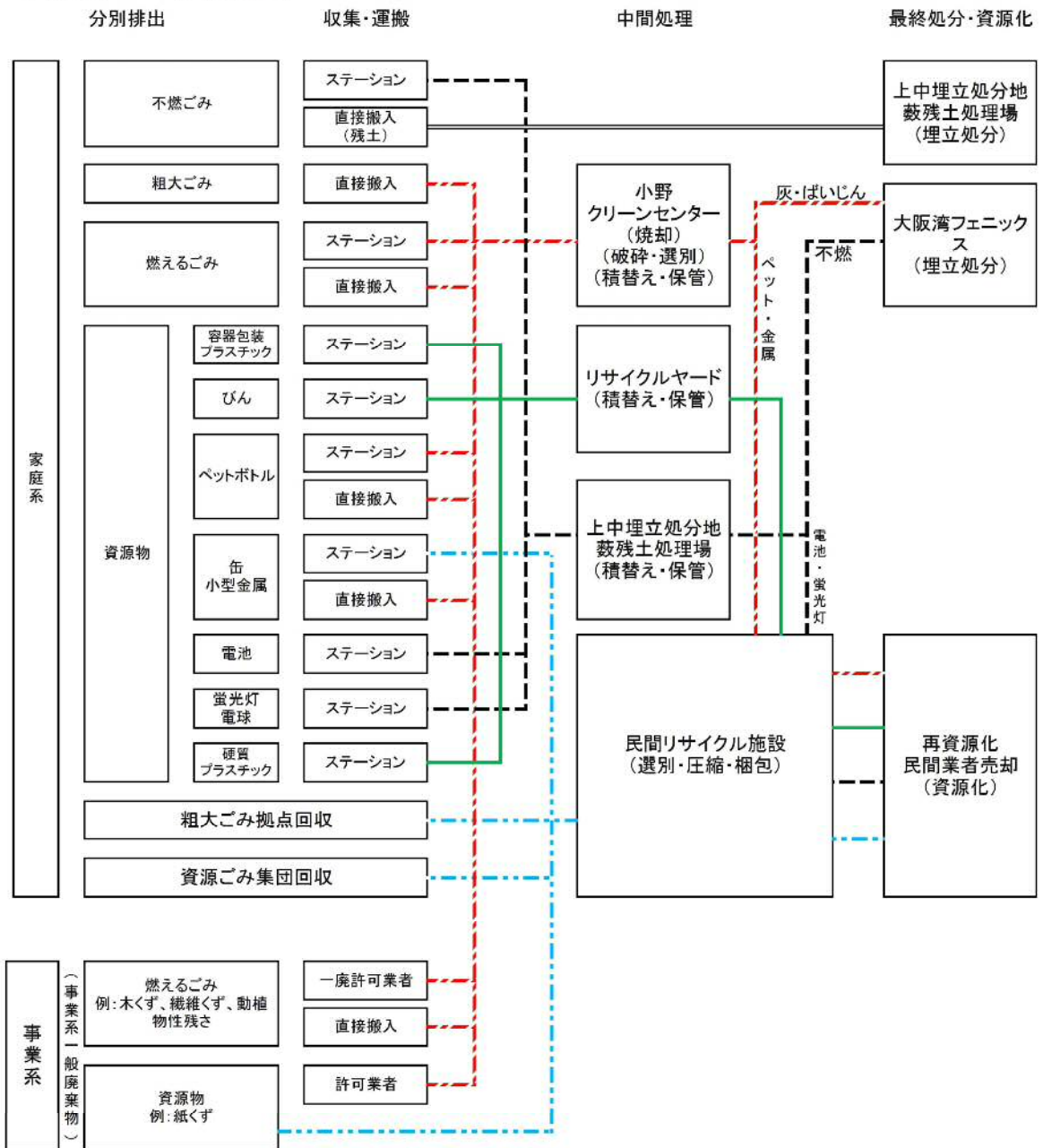


図 3-1-1 社・東条地域のごみ処理フロー

滝野地域から排出されるごみの処理フローは、図3-1-2に示すとおりです。

- ・可燃ごみは、みどり園のごみ焼却施設において焼却処理を行っています。
- ・資源ごみは、中間処理施設で選別処理され、資源化を行っています。
- ・不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場およびはやすクリーンセンターで埋立を行っています。
- ・粗大ごみは、リサイクルプラザで中間処理され、焼却・埋立・資源化を行っています。

(滝野地域)

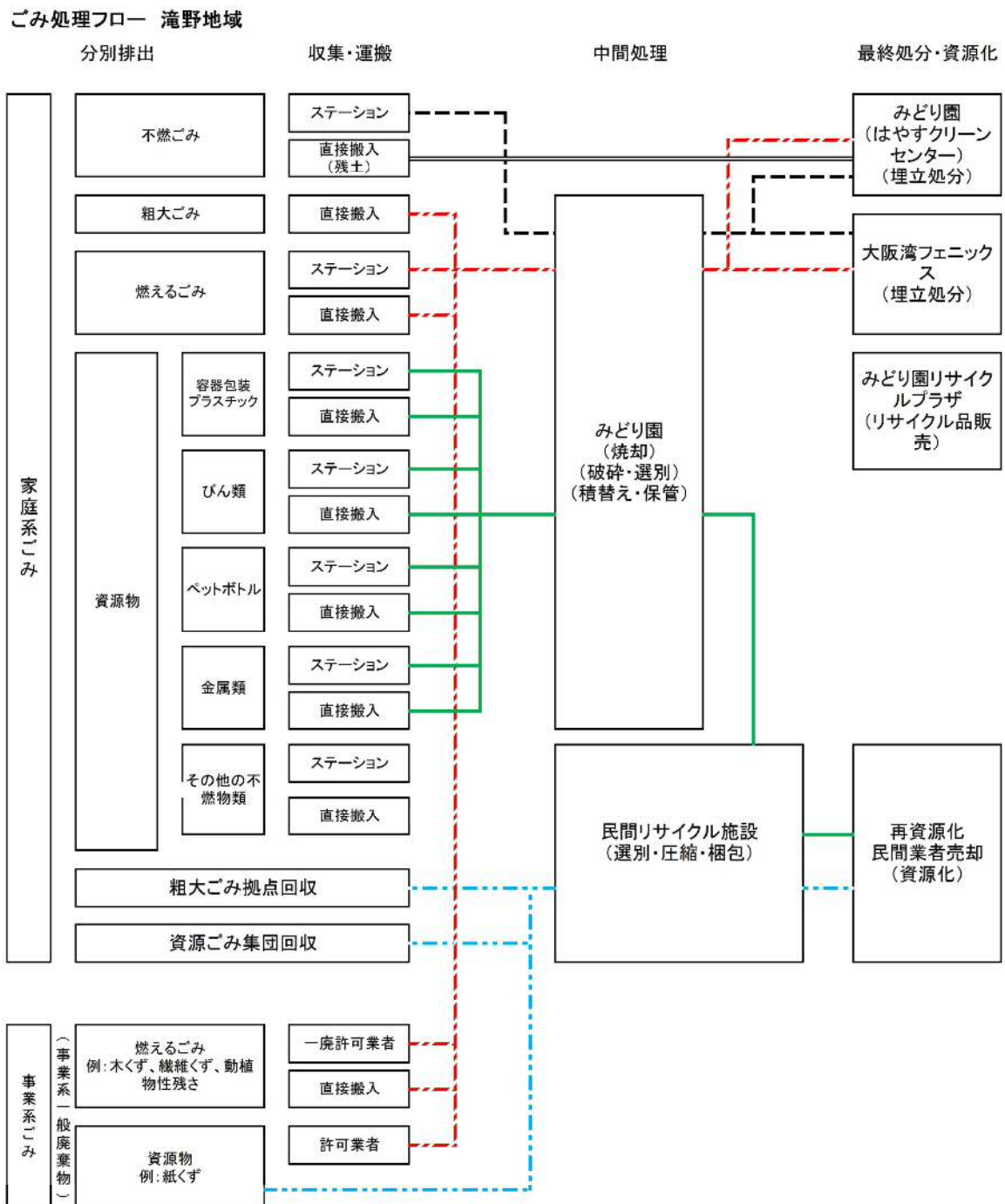


図 3-1-2 滝野地域のごみ処理フロー

3 ごみ処理の実績

本計画では、環境省が公表した「一般廃棄物処理実態調査結果」の最新の実績値（公表値）である2016（平成28）年度から過去の実績値（公表値）を基にごみ処理に係る実績を把握・整理します。

(1) ごみの排出量

ごみの排出量は、ほぼ横ばいになっています（図3-2参照）。

また、1人1日あたりのごみ排出量（原単位）について全国値と比較すると、全国値より下回っているものの、全国値が減少傾向にあるのに対して、加東市はほぼ横ばいになっています。

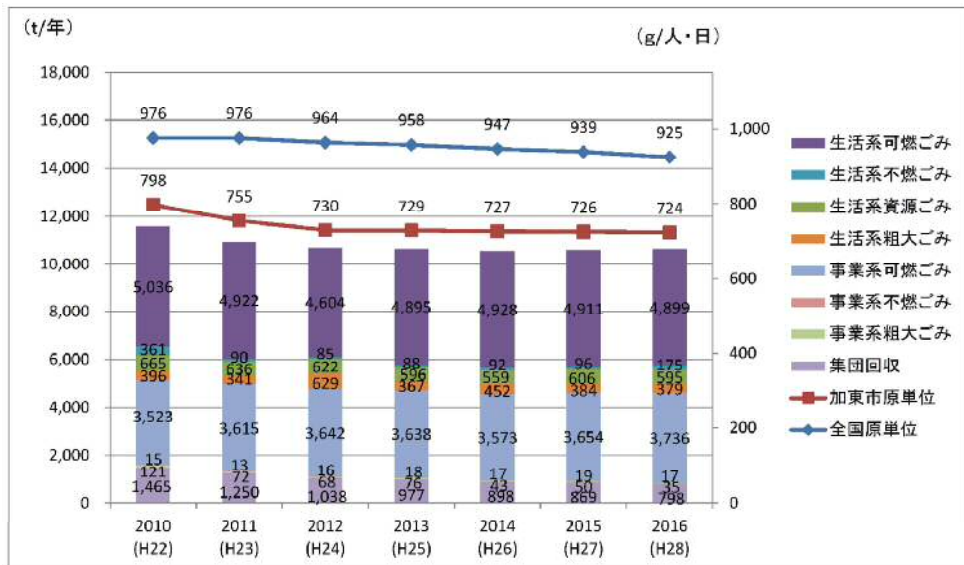


図3-2-(1) ごみの排出量の推移（集団回収量を含む）

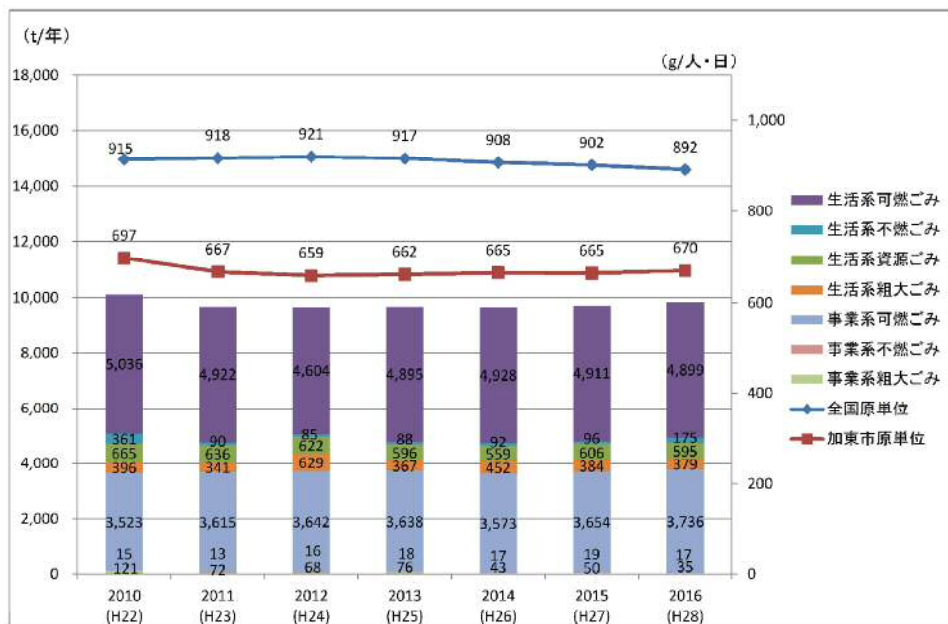


図3-2-(2) ごみの排出量の推移（集団回収量を除く）

(2) ごみの組成分析

燃えるごみの組成分析は、小野クリーンセンターとみどり園において各々年4回行っており、その結果は、図3-3-1、3-3-2に示すとおりです。乾ベース（水分を含まない状態）では、紙・布類が最も多く5か年平均で52.0%となっています。また、水分比も38.6%となっています。

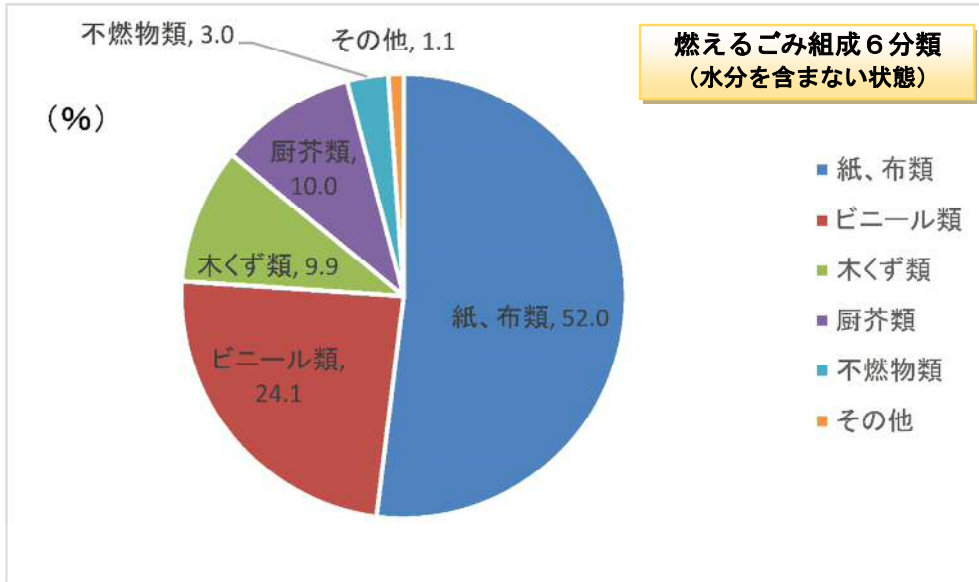


図 3-3-1 ごみ組成分析結果 (5か年平均)

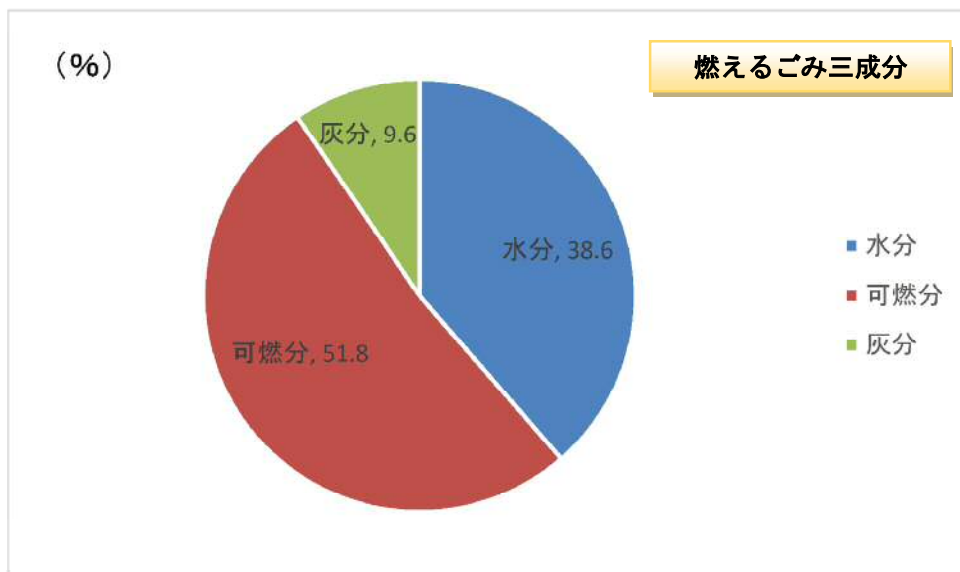


図 3-3-2 ごみ組成分析結果 (5か年平均)

(3) 減量化・再生利用施策

ごみの減量化・再生利用を推進するため、資源となるものを回収し、減量化・再生利用の活動に取り組んでいます。

① 資源の分別収集

社・東条地域では、週1回、容器包装プラスチックを、月1回、びん、缶・小型金属類、硬質プラスチック、ペットボトル、乾電池および蛍光灯・電球の収集を行っています。

滝野地域では、週1回、容器包装プラスチック、金属類を、月1回、ビン、ペットボトルの収集を行っています。

② 粗大ごみ拠点回収

市内3か所で年2回、表3-3に示す3種類の品目について回収を行っています。

| 区分 | 回収品目 | 拠点箇所 |
|------|----------|------|
| 粗大ごみ | 小型家電製品等 | 3地域 |
| | 大型プラスチック | 3地域 |
| | 金属ごみ | 3地域 |
| 廃食用油 | 廃食用油 | 3公民館 |

表3-3 拠点回収の回収品目

③ 小型家電製品等及び廃食用油の回収

公民館3か所で随時、また、粗大ごみ拠点回収時にも回収を行っています。

④ 資源ごみ回収

資源ごみ回収の推進を図るため、小中学校のPTA等の団体の資源回収に対して補助を行っています。回収品目は、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布などです。2016（平成28）年度の回収量は686 tです。

以上、①～④の資源ごみ量の推移を、図3-4に示します。資源ごみ総量は、2008（平成20）年度をピークに減少傾向となっています。

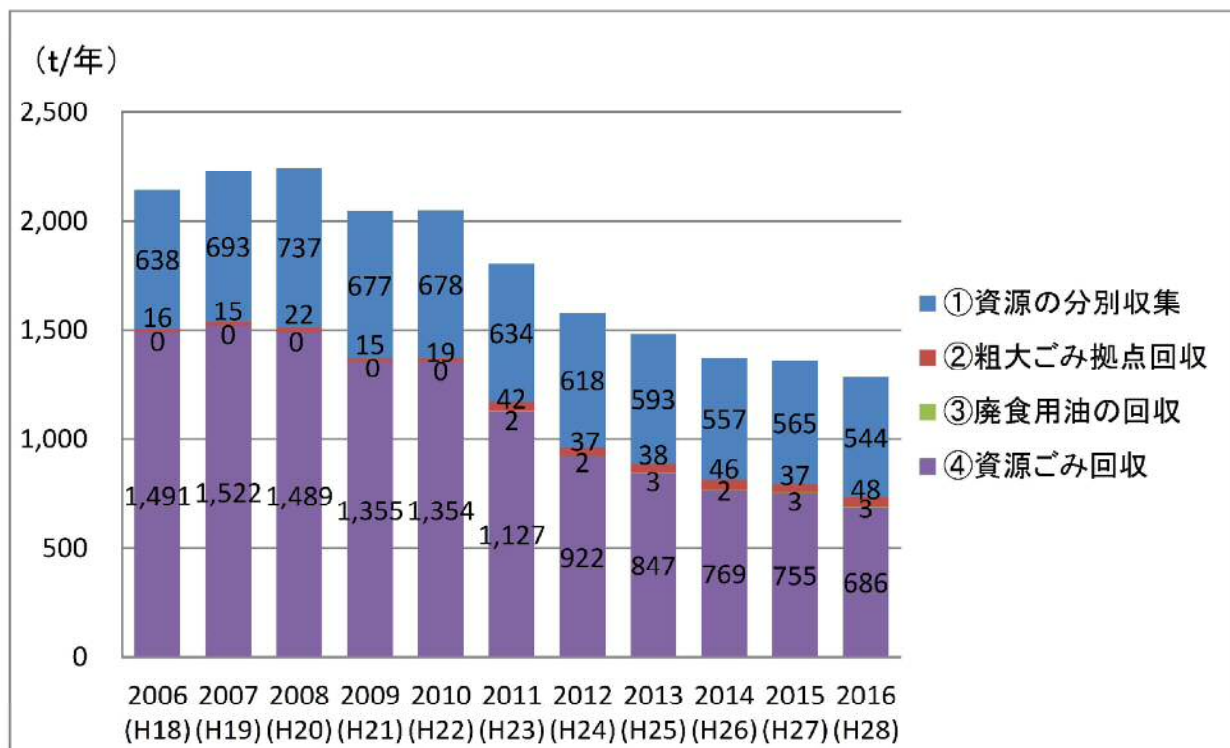


図3-4 資源ごみ量の推移

(4) 収集・運搬

収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された生活系ごみを収集対象としています。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入もしくは、許可業者により収集されたものを受け入れています。

収集方式等は、表 3-4 のとおりです。

(社・東条地域)

| 区分 | 収集方式 | 収集頻度 | 排出方法 | 収集運搬体制 | |
|-------|---------------------------------------|----------|----------------------------------|--------|----|
| 燃えるごみ | ステーション方式 | 週2回 | 指定ごみ袋 | 直営 | |
| 資源ごみ | 容器包装プラスチック | ステーション方式 | 週1回 | 指定ごみ袋 | 直営 |
| | 硬質プラスチック、びん、ペットボトル、缶・小型金属類、乾電池、蛍光灯・電球 | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営 |
| 不燃ごみ | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営 | |
| 粗大ごみ | 直接搬入方式 | 随時 | 持ち込み <small>(小野クリーンセンター)</small> | 個人 | |

(滝野地域)

| 区分 | 収集方式 | 収集頻度 | 排出方法 | 収集運搬体制 | |
|----------|------------|----------|------------|--------|----|
| 燃えるごみ | ステーション方式 | 週2回 | 指定ごみ袋 | 直営 | |
| 資源ごみ | 容器包装プラスチック | ステーション方式 | 週1回 | 指定ごみ袋 | 直営 |
| | ペットボトル | ステーション方式 | 月1回 | 指定ごみ袋 | 直営 |
| | 金属類 | ステーション方式 | 週1回 | 指定の容器 | 直営 |
| | ビン | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営 |
| その他の不燃物類 | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営 | |
| 大型ごみ | 戸別収集方式 | 毎週水曜日 | 戸別 | 直営 | |
| | 直接搬入方式 | 随時 | 持ち込み(みどり園) | 個人 | |

表 3-4 収集方式等

(5) 中間処理施設の概要

社・東条地域から発生する可燃ごみは、小野クリーンセンターの焼却炉で焼却処分を行っています。

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎処理され、鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物に選別処理しています。また、ペットボトルは、中間処理施設にて手選別により不適合物を除去し圧縮・梱包処理をしています。

*構成市町：小野市、加東市、加西市

| | | | | |
|--------|----------------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 施設名 | 小野クリーンセンター（小野加東加西環境施設事務組合） | | | |
| | ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設 | | | |
| 処理対象区域 | 社・東条地域 | | | |
| 所在地 | 小野市天神町 538 番地 1 | | | |
| 施設名 | ごみ焼却施設 | 粗大ごみ処理施設 | リサイクル施設 | |
| 処理対象 | 燃えるごみ | 粗大ごみ | ペットボトル | |
| 処理能力 | 45 t /24h×2 基 | 75 t /24h×1 基 | 35 t /5h | 4 t /5h |
| 処理方式 | 連続燃焼式ストーカー方式焼却炉 | 連続燃焼式ストーカー方式焼却炉 | 回転式破砕機 | 減容、自動梱包 |
| 稼働開始 | 1989 (平成元)年4月 | 1998 (平成10)年4月 | 1989 (平成元)年2月 | 1998 (平成11)年2月 |
| 余熱利用 | 場内熱供給 | | — | — |

表 3-5-1 施設の概要

みどり園では、滝野地域から発生する可燃ごみは焼却炉で焼却処分を行っています。
粗大ごみは、リサイクルプラザにて破砕処理され鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物に選別処理しています。また、ペットボトルは、選別、圧縮・梱包処理を行っています。

*構成市町：西脇市、加東市、多可町

| | | | |
|--------|------------------|-------------------|-------------------|
| 施設名 | みどり園（北播磨清掃事務組合） | | |
| | ごみ焼却施設、リサイクルプラザ | プラヤード | |
| 処理対象区域 | 滝野地域 | | |
| 所在地 | 西脇市富吉南町 262 番地 1 | 西脇市富吉南町 263 番地 15 | |
| 施設名 | ごみ焼却施設 | リサイクルプラザ | プラヤード |
| 処理対象 | 燃えるごみ | 粗大ごみ・ビン・金属 | ペットボトル・容器包装プラ |
| 処理能力 | 66 t /24h×2 基 | 20 t /5h×1 基 | 1.5 t /日 |
| 処理方式 | 連続燃焼式焼却炉（流動床方式） | 回転式破砕機等 | 圧縮、梱包 |
| 稼働開始 | 1996 (平成8)年3月 | 1996 (平成8)年3月 | 2006 (平成18)年3月 |
| 余熱利用 | 場内熱供給 | — | — |

表 3-5-2 施設の概要

本市の中間処理量は、表3-6に示すとおりです。
焼却施設以外の中間処理では2007（平成19）年度から滝野地域、2008（平成20）年度から社・東条地域で容器包装プラスチックの分別収集処理を開始するなど資源化処理を拡大しています。粗大ごみは、3地域で回収されたものを破砕処理し、資源化しています。

社・東条地域（小野クリーンセンター分）

(t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 中間処理 | 6,957 | 6,768 | 6,044 | 6,219 | 6,241 | 6,253 | 6,360 |
| ごみ焼却処理 | 6,539 | 6,444 | 5,732 | 5,876 | 5,850 | 5,879 | 6,005 |
| 直接焼却（焼却施設） | 6,539 | 6,444 | 5,732 | 5,876 | 5,850 | 5,879 | 6,005 |
| 粗大ごみ処理施設 | 418 | 324 | 312 | 343 | 391 | 374 | 355 |
| 可燃物 | 345 | 269 | 263 | 309 | 349 | 336 | 313 |
| 不燃物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鉄類 | 73 | 55 | 49 | 34 | 42 | 38 | 42 |
| アルミ類 | | | | | | | |

表 3-6-(1) 中間処理施設の処理量

滝野地域（みどり園分）

(t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 中間処理 | 2,379 | 2,388 | 2,609 | 2,728 | 2,713 | 2,780 | 2,721 |
| ごみ焼却処理 | 2,324 | 2,341 | 2,557 | 2,666 | 2,658 | 2,721 | 2,662 |
| 直接焼却（焼却施設） | 2,324 | 2,341 | 2,557 | 2,666 | 2,658 | 2,721 | 2,662 |
| リサイクルプラザ等 | 55 | 47 | 52 | 62 | 55 | 59 | 59 |
| 可燃物 | 45 | 34 | 43 | 50 | 40 | 46 | 41 |
| 不燃物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鉄類 | 10 | 13 | 9 | 12 | 15 | 13 | 18 |
| アルミ類 | | | | | | | |

表 3-6-(2) 中間処理施設の処理量

加東市

(t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 中間処理 | 10,054 | 9,863 | 9,350 | 9,542 | 9,452 | 9,603 | 9,645 |
| ごみ焼却処理 | 8,863 | 8,785 | 8,289 | 8,542 | 8,508 | 8,600 | 8,667 |
| 直接焼却（焼却施設） | 8,863 | 8,785 | 8,289 | 8,542 | 8,508 | 8,600 | 8,667 |
| 粗大ごみ処理施設 | 473 | 371 | 364 | 405 | 446 | 433 | 414 |
| 可燃物 | 390 | 303 | 306 | 359 | 389 | 382 | 354 |
| 不燃物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鉄類 | 83 | 68 | 58 | 46 | 57 | 51 | 60 |
| アルミ類 | | | | | | | |
| その他の資源化を行う施設 | 718 | 707 | 697 | 595 | 498 | 570 | 564 |

表 3-6-(3) 中間処理施設の処理量

資料：一般廃棄物処理実態調査（兵庫県）

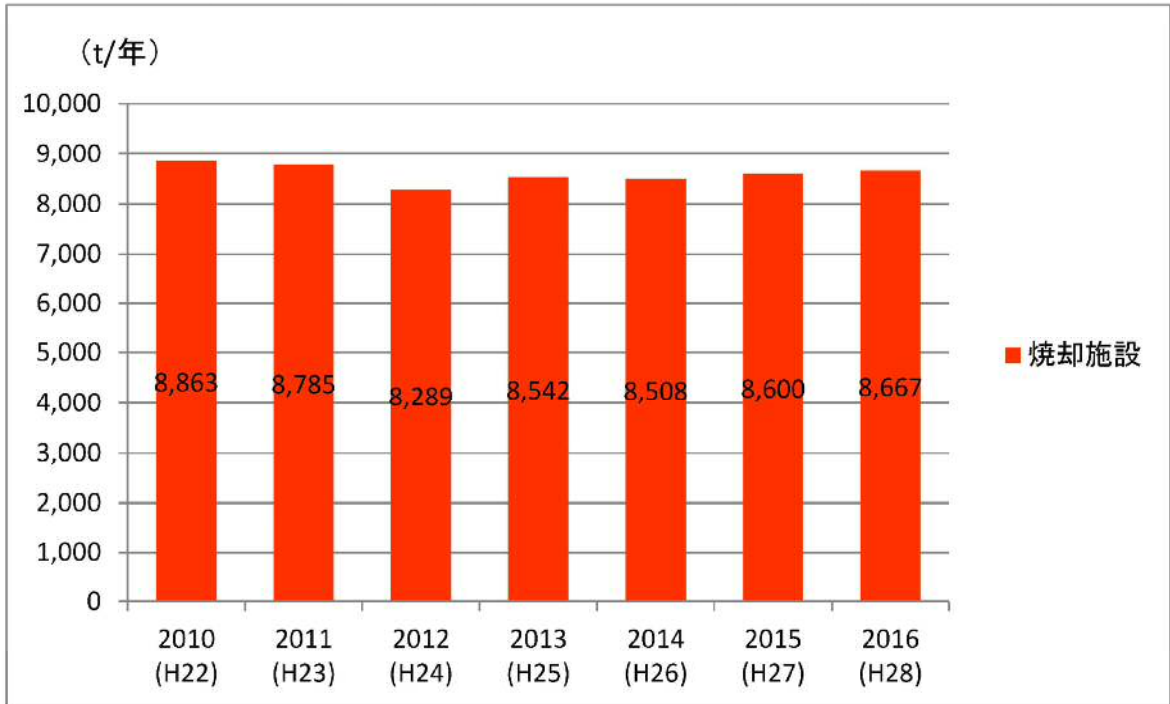


図 3-5-1 中間処理量(焼却施設)の推移 (加東市)

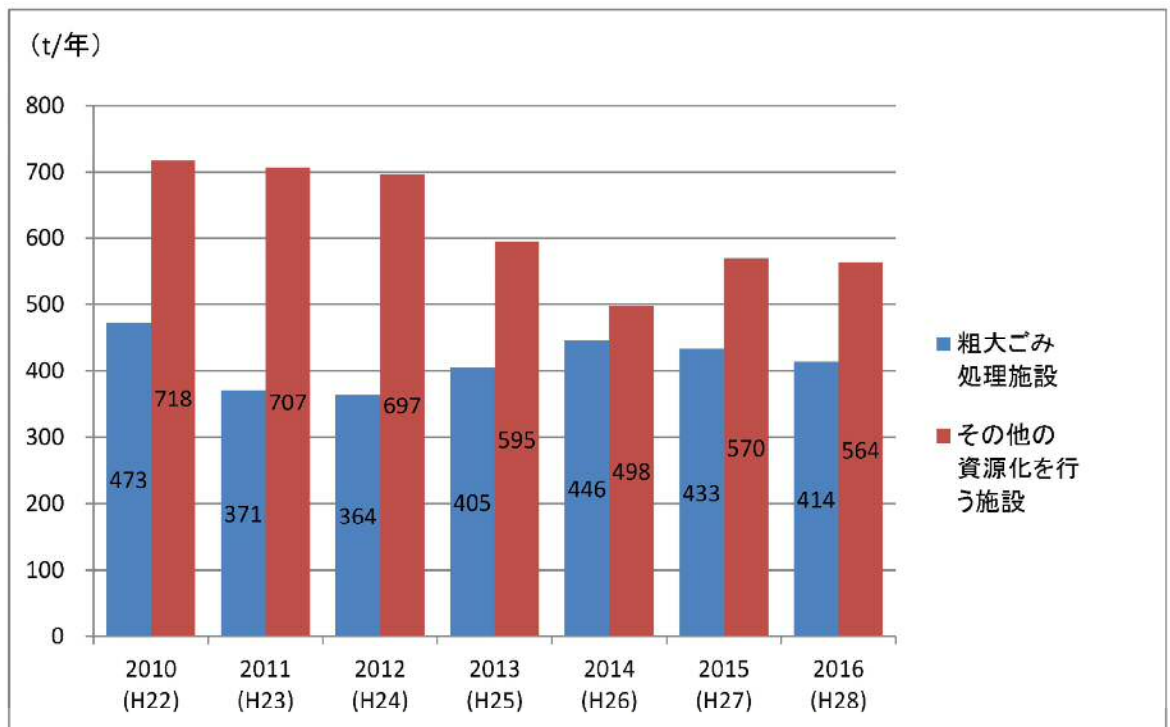


図 3-5-2 中間処理量(焼却施設以外)の推移 (加東市)

(6) 最終処分の施設概要

加東市では、表3-7に示す最終処分場で埋立処分をしています。

小野クリーンセンターから排出される社・東条地域の処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入し、埋立処分をしています。

社・東条地域から排出される不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処理をしています。また、ガレキ類は、上中埋立処分地と藪残土処理場で埋立処分をしています。

また、みどり園から排出される滝野地域の処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターおよびはやすクリーンセンターで埋立処分をしています。

| 地域 | 社・東条・滝野地域 | 社・東条地域 | |
|-------------|--------------------------------|--|--|
| 施設名 | 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場 | 上中埋立処分地 | 藪残土処理場 |
| 設置場所 | 神戸港 神戸市東灘区向洋町地先 | 加東市上中字小池 800 番地先外 | 加東市吉井字川向へ 823-45 番地先他 |
| 埋立面積 | 88,000 m ² | 13,303 m ² | 9,739 m ² |
| 埋立容量 | 1,500 万 m ³ | 37,392 m ³ | 60,713 m ³ |
| 設置年月日 | 2001 (平成13) 年 12 月 | 1982 (昭和57) 年 4 月 | 1991 (平成3) 年 5 月 |
| 処理対象 廃棄物 | 一般廃棄物、管理型・安定型産業廃棄物、管理残土 | 一般廃棄物 (家庭から排出される不燃物(瓦、礫土)、土砂、レンガ及びブロック) | 一般廃棄物・産業廃棄物 (工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片及びガレキ) |
| 地域 | 滝野地域 | | |
| 施設名 | はやすクリーンセンター | | |
| 設置場所 | 西脇市羽安町 385 番地 | | |
| 埋立面積 | 5,600 m ² | | |
| 埋立容量 | 24,000 m ³ | | |
| 設置年月日 | 2009 (平成21) 年 1 月 | | |
| 処理対象 廃棄物 | 一般廃棄物 (不燃ごみ、清掃ごみ、破碎残渣、焼却灰等) | | |

表 3-7 最終処分場の施設概要

小野クリーンセンター分(大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場) (t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 最終処分場 | 811 | 823 | 801 | 812 | 733 | 746 | 756 |
| 直接最終処分量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 処理残渣の埋立 | 811 | 823 | 801 | 812 | 733 | 746 | 756 |
| 焼却残渣の埋立(焼却施設) | 811 | 823 | 801 | 812 | 733 | 746 | 756 |
| 処理残渣の埋立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表 3-8-1 最終処分量

みどり園分（大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場およびはやすクリーンセンター） (t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 最終処分場 | 253 | 250 | 268 | 291 | 292 | 302 | 274 |
| 直接最終処分量 | 35 | 36 | 32 | 38 | 39 | 42 | 36 |
| 処理残渣の埋立 | 218 | 214 | 236 | 253 | 253 | 260 | 238 |
| 焼却残渣の埋立（焼却施設） | 218 | 210 | 231 | 246 | 247 | 253 | 232 |
| 処理残渣の埋立 | 0 | 4 | 5 | 7 | 6 | 7 | 6 |

表 3-8-2 最終処分量

加東市最終処分場分 (t/年)

| 項目 | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 最終処分場 | 55 | 59 | 59 | 57 | 60 | 96 | 146 |
| 直接最終処分量 | 55 | 59 | 59 | 57 | 60 | 96 | 146 |
| 処理残渣の埋立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 焼却残渣の埋立（焼却施設） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 処理残渣の埋立 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表 3-8-3 最終処分量

(7) ごみ処理に係るコスト

ごみ処理経費は表3-9 に示すとおりです。

人口1人当たり、ごみ1 t 当たりのごみ処理費用は、図3-6 に示すとおりです。

人口1人当たりのごみ処理費用およびごみ1 t 当たりのごみ処理費用は、建設改良費等の増加により2015（平成27）年度から急激に上昇しています。

(単位：千円)

| | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 建設改良費 | 295 | 7,424 | 8,054 | 7,564 | 7,649 | 10,582 | 90,701 |
| 工事・調査費 | 295 | 679 | 391 | 5 | 2 | 5,633 | 75,883 |
| 組合分担金 | 0 | 6,745 | 7,663 | 7,559 | 7,647 | 4,949 | 14,818 |
| 処理及び維持管理費 | 296,290 | 312,462 | 280,262 | 287,478 | 256,767 | 295,300 | 278,542 |
| 直接管理費 | 61,512 | 64,484 | 39,896 | 47,890 | 39,775 | 60,132 | 46,221 |
| 委託費 | 29,684 | 30,128 | 30,418 | 28,407 | 30,932 | 30,996 | 31,579 |
| 組合分担金 | 205,094 | 217,850 | 209,948 | 211,181 | 186,060 | 204,172 | 200,742 |
| その他 | 0 | 8,275 | 28,950 | 9,989 | 11,379 | 17,924 | 10,056 |
| 計 | 296,585 | 328,161 | 317,266 | 305,031 | 275,795 | 323,806 | 379,299 |

表 3-9 ごみ処理経費

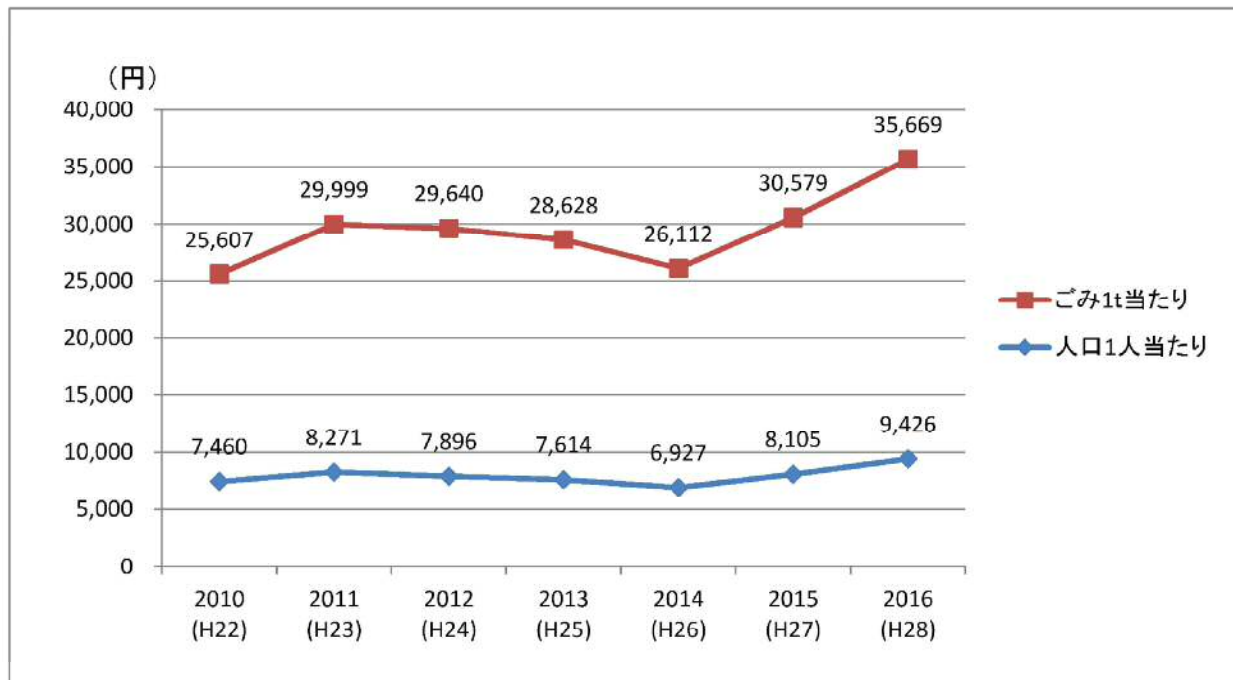


図 3-6 人口1人当たり、ごみ1t当たりのごみ処理費用

4 ごみ処理の評価

(1) 分別区分の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(2007(平成19)年6月(2013(平成25)年4月改定)環境省)(以下、「システム指針」と示す。)では、適正な循環的利用・適正処分の観点から、達成が望まれる標準的な分別収集区分について、3段階の類型区分が示されています。類型Ⅰの区分となる自治体は類型Ⅱを、類型Ⅱの区分となる自治体は類型Ⅲを目指し、分別拡大を図ることが望ましいとされています。

類型Ⅰ：「①-1 アルミ缶・スチール缶、①-2 ガラスびん、①-3 ペットボトル、②古紙類・布類等、⑤燃やすごみ、⑥燃やさないごみ、⑦その他専用の処理のために分別するごみ、⑧粗大ごみ」の分別が行われている自治体(表3-10参照)

類型Ⅱ：上記類型Ⅰの分別に加え「①-4 プラスチック製容器包装、①-5 紙製容器包装、④小型家電」の分別が行われている自治体

類型Ⅲ：上記類型Ⅱの分別に加え「③生ごみ、廃食用油等」の分別が行われている自治体

本市の分別収集の類型区分は、『類型Ⅱ』と『類型Ⅲ』の中間の分別区分となっています。

| 分別収集区分 | | 類型Ⅰ | 類型Ⅱ | 類型Ⅲ | 加東市 | 備考 |
|----------------------|---------------|-----|-----|-----|-----|----------------|
| ① 資源回収する容器包装 | 1.アルミ缶・スチール缶 | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| | 2.ガラスびん | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| | 3.ペットボトル | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| | 4.プラスチック製容器包装 | | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| | 5.紙製容器包装 | | ○ | ○ | | |
| ② 古紙類・布類等 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 集団回収 |
| ③ 生ごみ、廃食用油等 | | | | ○ | ○ | 拠点回収（廃食用油） |
| ④ 小型家電 | | | ○ | ○ | ○ | 拠点回収 |
| ⑤ 燃やすごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| ⑥ 燃やさないごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集 |
| ⑦ その他専用の処理のために分別するごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 分別収集（乾電池・廃蛍光灯） |
| ⑧ 粗大ごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | 拠点回収（大型プラ・金属） |

表 3-10 一般廃棄物の標準的な分別区分と本市の分別区分

資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」

2007（平成19）年6月（2013（平成25）年4月改定）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

（2）システム分析による類似都市との比較評価

本市のごみ処理状況を評価するため、システム指針に示された評価項目について整理します。ごみ量等については、一般廃棄物処理実態調査結果（2016（平成28）年度）の公表値を用います。

システム評価として、全国の類似都市の状況との比較評価を行う。比較する都市は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠します。本市は『都市Ⅰ-2』（30 団体）に該当します。

評価項目は、①人口1人1日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③廃棄物のうち最終処分される割合の3つとします。その結果は、表3-11 に示すとおりです。

| | | 1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日) | 廃棄物からの資源回収率(%) | 最終処分される割合(%) |
|-------|----|----------------------|----------------|--------------|
| 加東市 | | 724 | 13.9 | 11.2 |
| 都市Ⅰ-2 | 平均 | 907 | 18.6 | 9.9 |
| | 最大 | 1,267 | 33.8 | 21.9 |
| | 最小 | 709 | 8.2 | 0 |

表3-11 都市Ⅰ-2との比較

- ① 人口1人1日当たりごみ総排出量は、都市Ⅰ-2の平均値907 g/人・日に対して、加東市は724 g/人・日であり、183 g/人・日も排出量が少なくなっています。
- ② 廃棄物からの資源回収率は、都市Ⅰ-2の平均値18.6%に対して、加東市は13.9%であり、都市Ⅰ-2の平均値を4.7%下回っています。
- ③ 廃棄物のうち最終処分される割合は、都市Ⅰ-2の平均値9.9%に対して、加東市は11.2%であり、都市Ⅰ-2の平均値を1.3%上回っています。

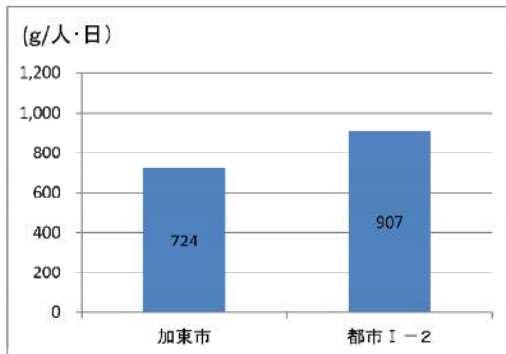


図3-7-1 人口1人1日当たりごみ総排出量

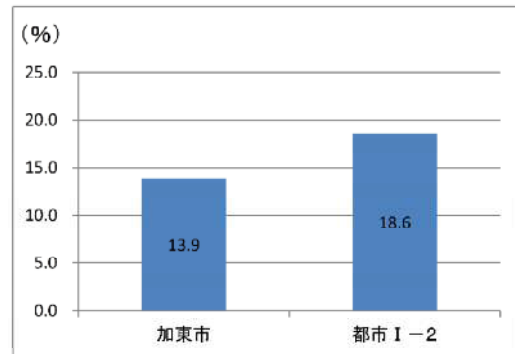


図3-7-2 廃棄物からの資源回収率

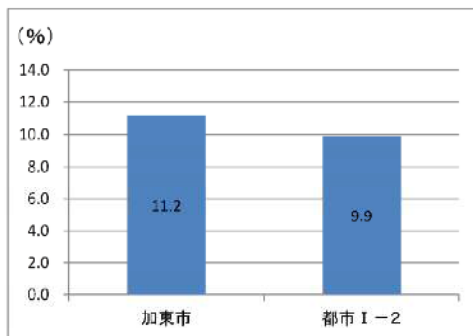


図3-7-3 廃棄物のうち最終処分される割合

5 関係法令等

国の廃棄物に関する法体系は、図 3-8 に示すとおりです。

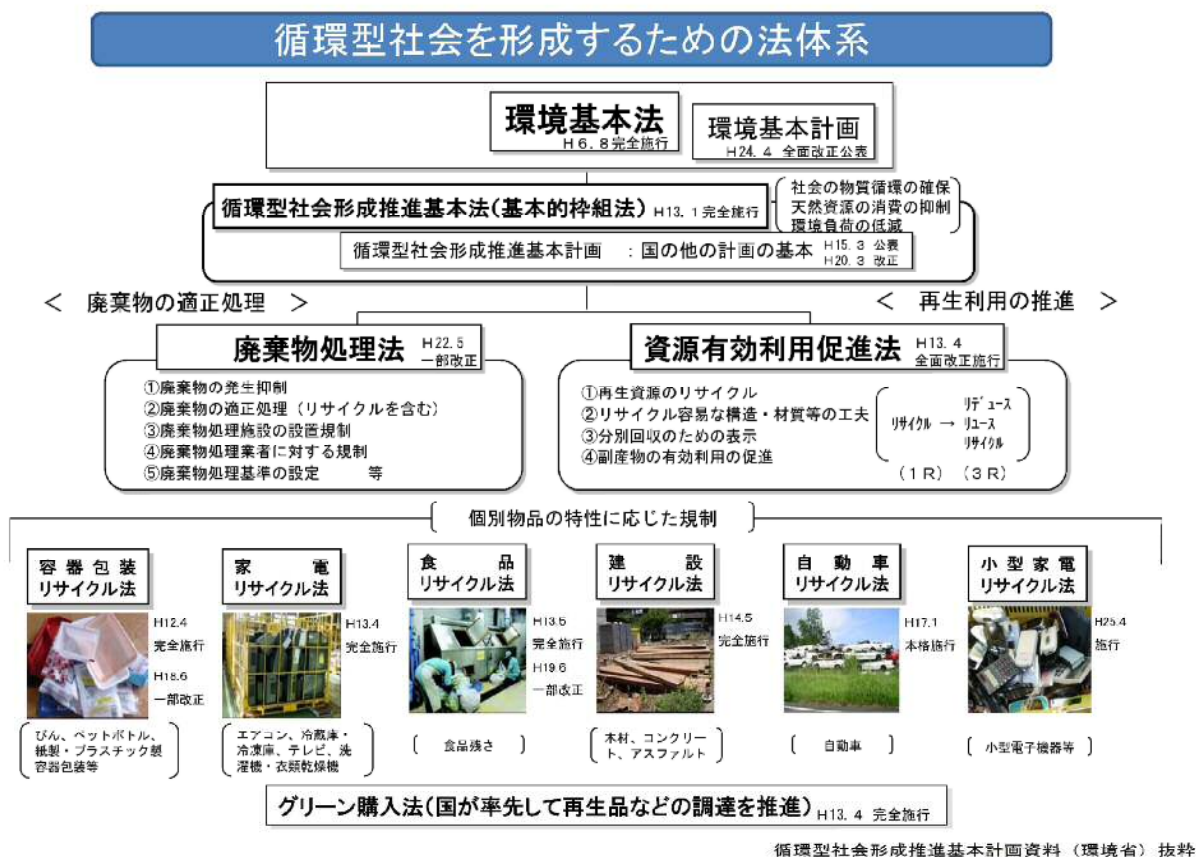


図 3-8 循環型社会を形成するための法体系

(1) 国の廃棄物に関する計画

循環型社会形成推進基本計画

| | |
|------|--|
| 策定機関 | 国 |
| 策定期期 | 2018（平成30）年6月 |
| 計画期間 | 2018（平成30）年度～2025（平成37）年度 |
| 概要 | <p>循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものです。（2018年（平成30）6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組 2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化 3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 4. 適正処理の推進と環境再生 5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築 6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進 7. 循環分野における基盤整備 |

| | |
|-------|--|
| 目 標 値 | <p>○ 2025年度全体像に関する指標、目標</p> <p>資源生産性：約49万円/トン（2000年度の約2倍） 入口側の循環利用率：約18％（2000年度の約1.8倍） 出口側の循環利用率：約47％（2000年度の約1.3％） 最終処分量：約13百万トン（2000年度から約77％減）</p> <p style="margin-left: 20px;">《一般廃棄物》約3百万トン（2000年度から約70％減） 《産業廃棄物》約10百万トン（2000年度から約77％減）</p> <p>1. 持続可能な社会づくり統合的取組</p> <p style="margin-left: 20px;">循環型社会ビジネスの市場規模2025年度目標：2000年度の約2倍 家庭系食品ロス量2030年度目標：2000年度（433万t）の半減</p> <p>2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <p style="margin-left: 20px;">1人1日当たりのごみ排出量2025年度目標：約850g/人/日 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量2025年度目標：約440 g/人/日 事業系ごみ排出量2025年度目標：約1,100万トン</p> <p>3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <p style="margin-left: 20px;">国民1人当たり的一次資源等価換算した天然資源等消費量：SDGs 指標との比較検証</p> <p style="margin-left: 20px;">2025年度目標出口側の循環利用率：約47%</p> <p>4. 適正処理の更なる推進と環境再生</p> <p style="margin-left: 20px;">最終処分場の残余年数目標：[一廃]2022年度に20年分を維持 [産廃] 2020年度に10年分程度</p> <p>5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築</p> <p style="margin-left: 20px;">市町村災害廃棄物処分計画策定率2025年度目標：60%</p> <p>6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進</p> <p style="margin-left: 20px;">資源循環分野を含む環境協力に関する覚書締結等を行った国の数 循環産業海外展開事業化促進事業数</p> <p>7. 循環分野における基盤整備</p> <p style="margin-left: 20px;">電子マニフェストの普及率2022年度目標：70% 具体的な3R行動の実施率2025年度目標：2012年度の世論調査から約20%上昇</p> |
|-------|--|

（2）県の廃棄物に関する計画

① 兵庫県廃棄物処理計画

| | |
|------|--|
| 策定機関 | 兵庫県 |
| 策定時期 | 2002（平成14）年3月（2007（平成19）4月、2013（平成25）3月、2018（平成30）年8月改定） |
| 計画期間 | 2018（平成30）年度～2025（平成37）年度 |
| 概 要 | <p>(1) 計画改定の趣旨</p> <p style="margin-left: 20px;">現在、平成25年3月に策定した兵庫県廃棄物処理計画に基づき、県民、事業者、団体、行政の参画と協働のもと、持続可能な循環型社会の</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>実現に向けて、各種取組を推進しています。</p> <p>平成27年8月に廃棄物処理法が改正され、災害廃棄物対策を同計画に盛り込むこととされました。あわせて、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」も見直されたことから、現計画を改定し、平成37年度を目標年度とする計画を策定しています。</p> <p>(2) 改定のポイント</p> <p>取組項目の明確化 → 重点取組の設定</p> <p>頻発する自然災害への対応 → 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>(3) 施策の基本方針</p> <p>① 循環型社会と低炭素社会の実現に向けた統合的な取組の推進</p> <p>② 適正処理の確保</p> |
| 目 標 値 | <p>一般廃棄物の減量化目標の設定</p> <p>○ 重点目標</p> <p>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※</p> <p>2020(平成32)年度目標 483g/人日</p> <p>2025(平成37)年度目標 463g/人日</p> <p>最終処分量</p> <p>2020(平成32)年度目標 198千t <△28%></p> <p>2025(平成37)年度目標 185千t <△32%></p> <p>○ 目標</p> <p>排出量</p> <p>2020(平成32)年度目標 1,789千t <△12%></p> <p>2025(平成37)年度目標 1,706千t <△16%></p> <p>1人1日当たりの事業系ごみ排出量※</p> <p>2020(平成32)年度目標 266g/人日 <△13%></p> <p>2025(平成37)年度目標 241g/人日 <△21%></p> <p>再生利用率</p> <p>2020(平成32)年度目標 20%</p> <p>2025(平成37)年度目標 22%</p> <p>ごみ発電能力</p> <p>2020(平成32)年度目標 113.074kw <+10%></p> <p>2025(平成37)年度目標 118.124kw <+15%></p> <p>※ 資源ごみを除く。</p> <p>(注) < > 括弧内は基準年度(平成24年度)比</p> |

6 計画の検証

(1) 中間目標値と実績値の比較

① ごみ減量の中間目標値と実績値の比較

2017（平成29）年度における、1人1日当たりのごみの排出量の実績値は、753gと基準値よりも45g減少し、中間目標値比は目標値より62g多く達成していない状況です。

全国、兵庫県平均値との比較では、平成28年度の一般廃棄物実態調査結果（2018（平成30）年4月公表）で、全国925g、兵庫県941gに対し、加東市は724gといずれも200g以上下回り、1人1日当たりのごみの排出量は、少ないという結果になっています。

| 区 分 | 2010(H22) 基準値 | 2017(H29) | | | |
|-----------------------|------------------|--------------|--------------|-------------|------|
| | | 目標値 | 実績値 | 中間目標値比 | |
| | | | | 増減 | 増減率 |
| 1人1日当 たりのごみ 排出量 | 798g /人・日 | 691g /人・日 | 753g /人・日 | 62g /人・日 | 9.0% |

表3-12 ごみ減量の中間目標値と実績値の比較

目標を達成するために必要となるごみ排出量の削減率（2010（平成22）年度比）（以下、「排出抑制率」という。）の中間目標値と実績値の比較として、生活系と事業系に分けて表3-13に示しています。

2017（平成29）年度における、事業系の排出抑制率は、中間目標値比△27.74%と目標値を達成しませんでした。

一方、生活系の排出抑制率は、目標値1.44%を上回り達成しました。

〔算出式〕 排出抑制量＝2010(H22)のごみ排出量×排出抑制率(%)

※ 生活系ごみは1人1日あたりのごみ排出量で、事業系ごみは1日あたりのごみ排出量で見た場合の排出抑制率を設定します。

| 区 分 | 2010(H22) 基準値 | 2017(H29) | | |
|-----|------------------|------------------|------------------|---------|
| | | 目標値 | 実績値 | 中間目標値比 |
| 生活系 | 546g/人・日 | 10.10% <491g> | 11.54% <483g> | 1.44% |
| 事業系 | 252g/人・日 | 20.60% <200g> | △7.14% <270g> | △27.74% |

表3-13 排出抑制率の中間目標値と実績値の比較

② 資源化

1人1日当たりの総資源化量は、中間目標値比△60gと目標値を達成しませんでした。

また、リサイクル率においても、中間目標値比△6.9ポイントと目標値を達成しませんでした。兵庫県、全国平均と比較してもリサイクル率は低い状況となりました。

| 区 分 | 2010(H22) 基準値 | 2017(H29) | | | |
|-----------------|------------------|--------------|-------------|--------------|--------|
| | | 目標値 | 実績値 | 中間目標値比 | |
| | | | | 増減 | 増減率 |
| 1人1日当たりの総資源化量※1 | 150g /人・日 | 158g /人・日 | 98g /人・日 | △60g /人・日 | △38.0% |
| リサイクル率※2 | 15.0% | 20.2% | 13.3% | △6.9ポイント | — |

※1 総資源化量（資源化量合計＋集団回収量）

※2 リサイクル率（資源化量合計＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）

表3-14 資源化の中間目標値と実績値の比較

（2）施策の実施状況

| 施策の内容 | | 実施状況 |
|---------------------------|------------------|---|
| 基本目標Ⅰ ごみ減量とリサイクルの推進 | ごみ発生・排出抑制の推進 | 生ごみの水切りの徹底、マイバッグ持参運動の推進、3R意識の向上を図る等ごみの排出抑制に取り組みました。 |
| | ごみ減量に向けた意識啓発 | ごみ減量・リサイクル懇談会の開催、ごみ減量化の意識の高揚を図るためイベントへ参加、ごみ減量に向けた環境学習を実施しました。 |
| | 資源ごみの分別の徹底 | 広報やホームページ、ごみ減量・リサイクル懇談会等を通じて、正しい資源分別の方法や資源ごみの拠点回収の利用に関する情報の提供を行い、リサイクルの意識の高揚を図りました。 |
| | 資源化の拡大 | 資源ごみ集団回収運動の助成、粗大ごみ・小型家電回収の実施および小型家電回収ボックスの設置により、資源化の推進を図りました。 |
| 基本目標Ⅱ 安全で適正な収集・処理体制の推進 | 安全で効率的な収集運搬体制の確立 | びん・ペットボトルの収集運搬を民間委託から市直営に変更し、ごみ処理経費の負担軽減を図りました。 |
| | 安全で適正な処理体制の推進 | ごみ処理施設の円滑な運営と適正管理を行うとともに、資源ごみ積替・保管施設の活用により効率的な収集運搬体制とリサイクルの推進に取り組みました。 |
| 基本目標Ⅲ 環境美化対策の推進 | 環境美化対策の推進 | 不法投棄や野焼き防止への取組、クリーンキャンペーンの実施やごみステーションの適切な維持管理等、地域や団体の自主的な環境美化活動を支援しました。 |

7 課題の整理

課題として、①排出、②中間処理、③最終処分、④広域化の4項目に分けて整理すると、以下に示すとおりとなります。

| | 課題 | 検討項目 |
|--|--|---|
| ① | 排出 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、全国平均値より下回っているものの、目標の排出抑制率に達していません。 ・ごみの組成分析結果では、水分比が38.6%と多く、水分がまだまだ含まれています。 | <p>減量化を推進するとともにごみの排出抑制に取り組む必要があります。</p> <p>【生活系】生ごみの水切りや食品ロス削減、ごみの分別の推進、3R意識の向上に向けた普及啓発</p> <p>【事業系】事業所等に対し食品ロス削減や3Rの普及啓発</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ、不燃ごみのなかに資源ごみが含まれています。(紙、布類52%) ・PTA等の資源ごみ集団回収量が、2008(平成20)年度まで増加傾向でしたが、それ以降減少しています。 | <p>資源ごみの適正排出に取り組む必要があります。</p> <p>【生活系】容器包装リサイクルの徹底および古紙の再生利用の促進、資源ごみ集団回収への取組支援</p> <p>【事業系】事業系可燃ごみに含まれる紙ごみの削減</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・社・東条地域と滝野地域の2つの区域に分けてごみ処理を行っています。 ・ごみ処理に係るコストが、工事・調査費の増額から、2016(平成28)年度には人口1人当たりのごみ処理費用が9,426円となり、前年と比較すると1,321円増加しています。 | <p>市民サービスを平準化し、ごみ処理経費の削減が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域のごみ処理の一元化 | |
| ② | 中間処理 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・小野クリーンセンターのごみ焼却施設は、2基が稼働後29年を経過し、1基が20年を経過しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の更新には、莫大な経費が掛かるため、既設施設の延命化を図る必要があります。 |
| ③ | 最終処分 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・『システム分析』によると、「廃棄物のうち最終処分される割合」が、都市I-2の平均値9.9%に対して、加東市は11.2%となっています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分量の削減に努めていく必要があります。 |

| | |
|---|--|
| ④ 広域化 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 『兵庫県廃棄物処理計画』（2018（平成30）年8月兵庫県）ごみ処理広域化の基本指針に基づき、広域化に向けた関係市町と調整することが必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> 広域処理体制について、関係市町との協議、調整を継続的に行っていく必要があります。 |

第4章 計画の目標

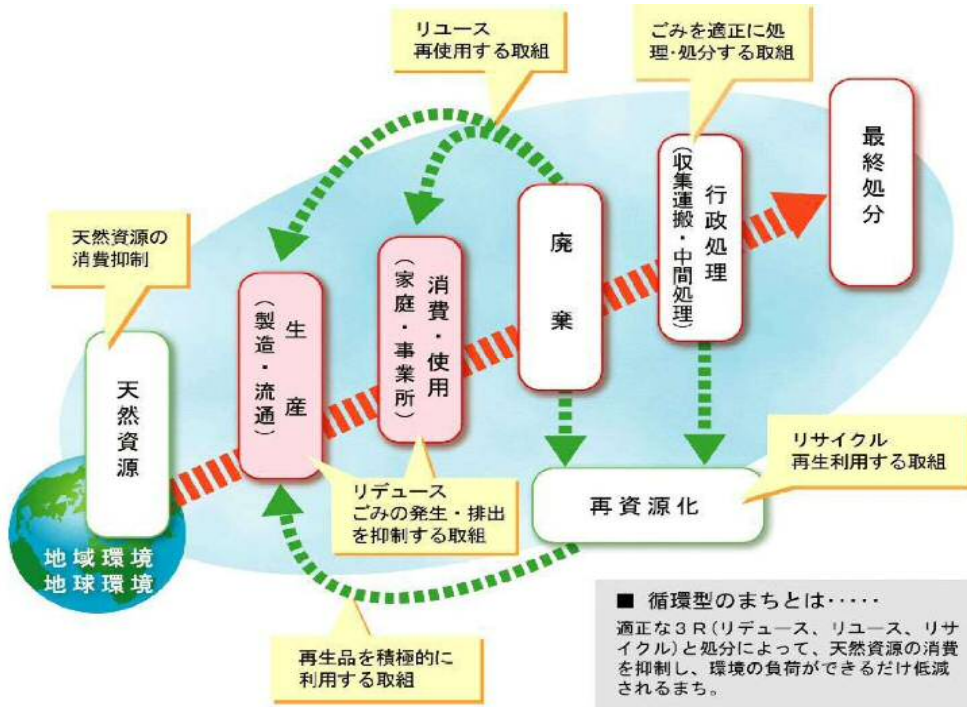
1 基本理念

豊かで恵み多き資源を有する加東の地は、そこに生きた人々があたりまえのこととして豊かな自然を次世代へ手渡してきました。このまちを持続し発展させながら次世代に引き継ぐことが大切であり、“気づき”を大切に、環境意識を高め協働と参画の精神に満ちあふれた誇り高き“環境びと”が集うまちづくりを目指す、そのための行動が求められています。

基本理念

「誇り高き“環境びと”が集うまちづくりをめざして」
 ～すばらしい環境を次世代に引き継ぐために～

次代の子供たちからあずかっている加東の豊かな自然を次世代に引き継ぐため、私たちの先人が培ってきた意識を継承し、市民、事業者、市が一体となって持続可能な循環型のまちづくりをめざします。



2 基本目標

市民、事業者、市のそれぞれの主体が自らの役割と責任を認識し、ごみの減量、資源化の推進に努め、限りある資源を有効活用することで、循環型社会を目指します。また、排出されるごみや資源を適正に処理し、衛生的で住みよい環境づくりを目指します。

基本目標Ⅰ：ごみ減量とリサイクルの推進

各家庭、事業所からごみの発生・排出を抑制することは、ごみの排出量の削減のみならず、リサイクル率の向上、最終処分量の削減や処理費用の低減にもつながります。ごみの排出抑制のために、市民、事業者一人ひとりの意識向上が必要となります。

市は、積極的な情報提供や広報・啓発を行い、市民・事業者の循環型社会実現についての理解を促進し、自主的な取組を支援します。具体的には、市民にはごみになるものを家庭に持ち込まない行動や使い捨て商品の使用の自粛など、これまでのライフスタイルの見直しに有効な啓発を推進します。事業者には使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛など、製造や流通販売の段階での環境配慮を行っていくことが必要であり、このための啓発も推進します。

ごみの排出時に、まず、資源になるものかどうかを確認し、資源化可能なものは資源にすることが重要です。

市は、市民、事業者がごみとして排出を避け、可能な限り資源化に取り組むよう、啓発活動を推進します。

- ① ごみの発生・排出抑制の推進
- ② ごみの減量に向けた意識啓発
- ③ 資源ごみの分別の徹底
- ④ 資源化の拡大

基本目標Ⅱ：安全で適正な収集・処理体制の推進

ごみを衛生的かつ安全に処理するために、地球温暖化対策に配慮しながら、ごみの収集運搬から最終処分に至るまでの効率的な処理体制を推進します。

また、災害時などの迅速な公衆衛生確保に向けたごみ処理体制の整備に努めます。

- ① 安全で効率的な収集運搬体制の確立
- ② 安全で適正な処理体制の推進

基本目標Ⅲ：環境美化対策の推進

環境美化や環境保全に対する意識を高めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止、クリーンキャンペーンなど、地域ぐるみで取り組む環境美化活動を推進します。

- ① 環境美化対策の推進

3 目標値

目標値を以下に示すとおり、①ごみ減量と②資源化で設定します。

① ごみ減量

1人1日当たりのごみ排出量を、2022（平成34）年度に710g/人・日为目标とします。

これは基準値より約88g/人・日、11.0%の減量となります。

| 区 分 | 2010(H22) (基準) | 2017(H29) (中間実績) | 2022(H34) (目標) |
|---------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 798g/人・日 | 753g/人・日 | 710g/人・日 |

表 4-1 ごみ減量の目標値

目標を達成するために必要となるごみ排出量の削減率（2010（平成22）年度比）を排出抑制率として、表4-2 に示すとおり設定します。なお、生活系ごみは1人1日あたりのごみ排出量で、事業系ごみは1日あたりのごみ排出量で見た場合の排出抑制率を設定します。

〔算出式〕 排出抑制量 = 2010(H22)のごみ排出量 × 排出抑制率(%)

| 区 分 | 2010(H22) (基準値) | 2017(H29) (中間実績) | 2022(H34) (目標削減率) |
|-----|--------------------|---------------------|----------------------|
| 生活系 | 546g/人・日 | 11.54% <483g> | 13.92% <470g> |
| 事業系 | 252g/人・日 | △7.14% <270g> | 4.76% <240g> |

表 4-2 排出抑制率

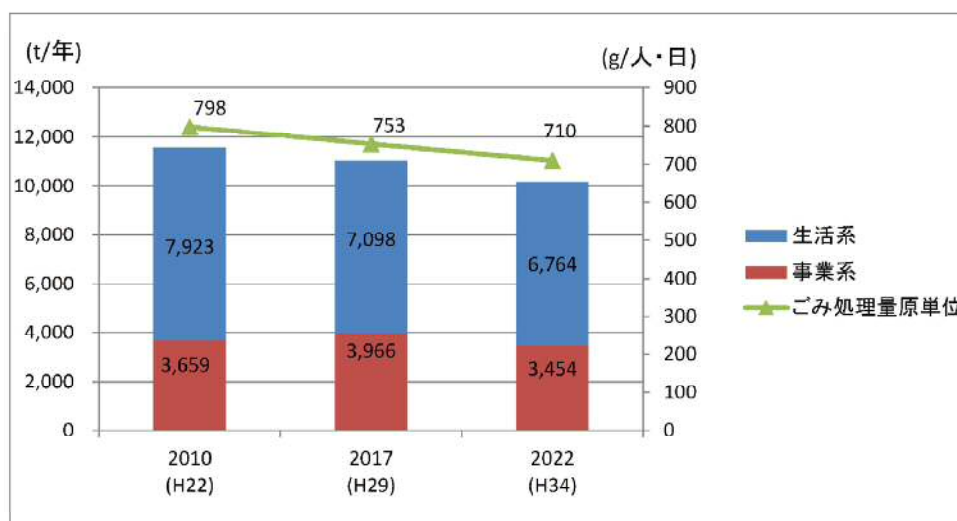


図 4-1 ごみ処理量の目標値（集団回収量を含む）

② 資源化

1人1日当たりの総資源化量を、2022（平成34）年度に149g/人・日为目标とします。これは中間実績値より51g/人・日の増加となります。

また、リサイクル率は20.0%を目指します。

| 区 分 | 2010(H22) (基準) | 2017(H29) (中間実績) | 2022(H34) (目標) |
|-----------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 1人1日当たりの総資源化量※1 | 150g/人・日 | 98g/人・日 | 149g/人・日 |
| リサイクル率※2 | 15.0% | 13.3% | 20.0% |

※1 総資源化量（資源化量合計＋集団回収量）

※2 リサイクル率（資源化量合計＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）

表 4-3 資源化の目標値

4 ごみの発生量および処理量の見込み

(1) 人口の将来予測

将来人口は、『加東市総合計画』（2018（平成30）年3月策定）の値との整合を図り、図4-2に示すとおりとします。

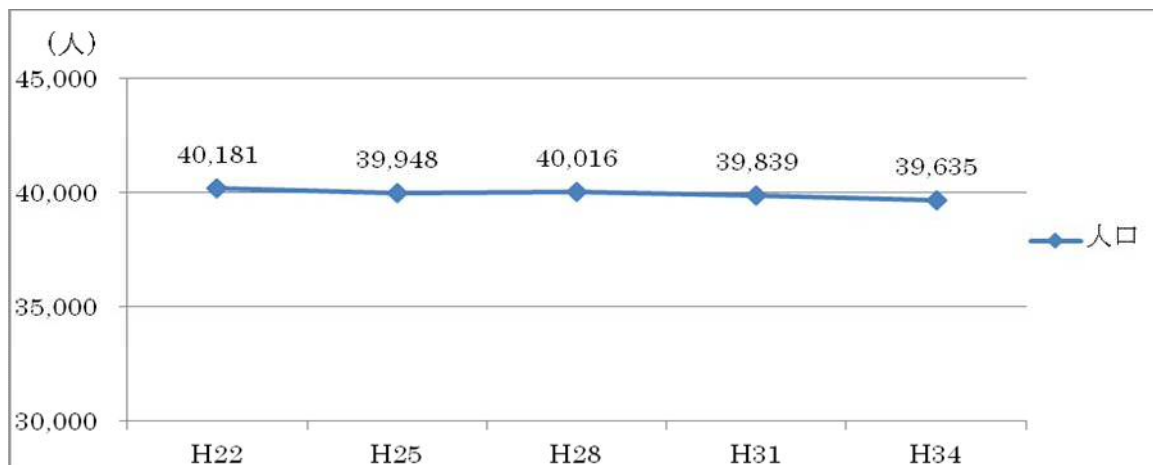


図 4-2 人口の将来推計

(2) ごみ発生量の将来推計

将来的に新たな取組等を行わず、現状のまま推移した場合のごみ排出量をごみ発生量として推計します。ごみ発生量の推計結果は、図4-3に示すとおりとなります。

ごみ発生量の将来推計における2022（平成34）年度のごみ総排出量は、10,318tとなり、2010（平成22）年度値と比較すると、201t、2.0%の増加を見込んでいます。1人1日当たりのごみ排出量においては、717g/人・日となり、2.9%の増加を見込んでいます。

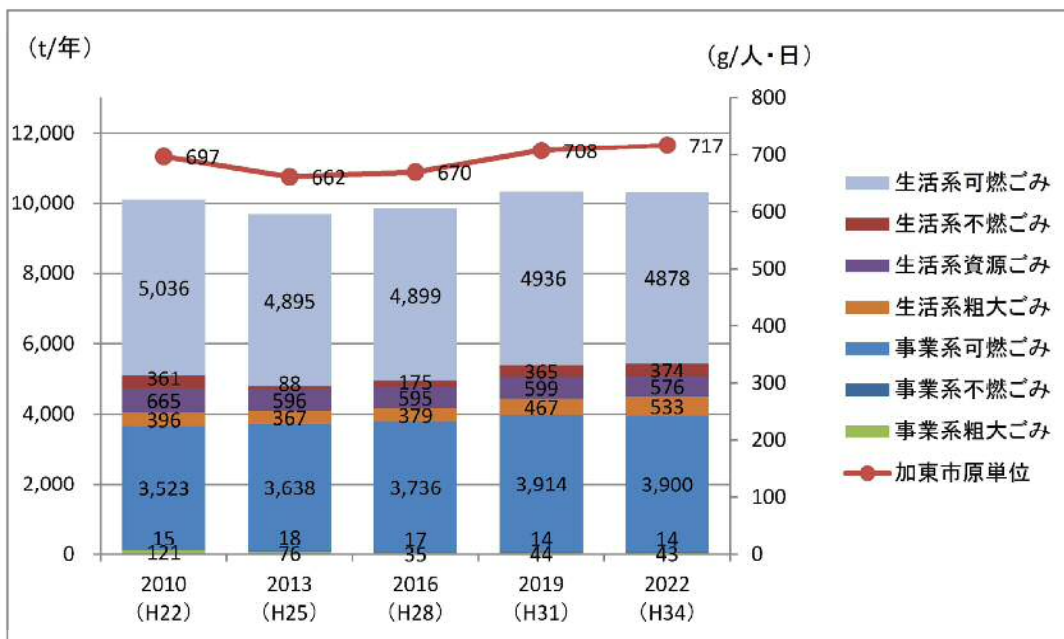


図4-3 ごみ発生量の将来推計（集団回収量を除く）

(3) ごみ処理量の将来推計

今後実施する減量・資源化施策による効果などを考慮し、目標を達成した将来のごみ排出量をごみ処理量として推計します。ごみ処理量の推計結果は、図4-4 に示すとおりとなります。

ごみ処理量の推計結果における2022（平成34）年度のごみ総排出量は、9,429 t となり、2010（平成22）年度値と比較すると、690 t、6.8%の減少を見込んでいます。1人1日あたりのごみ排出量においては、655 g/人・日となり、6.0%の減少を見込んでいます。

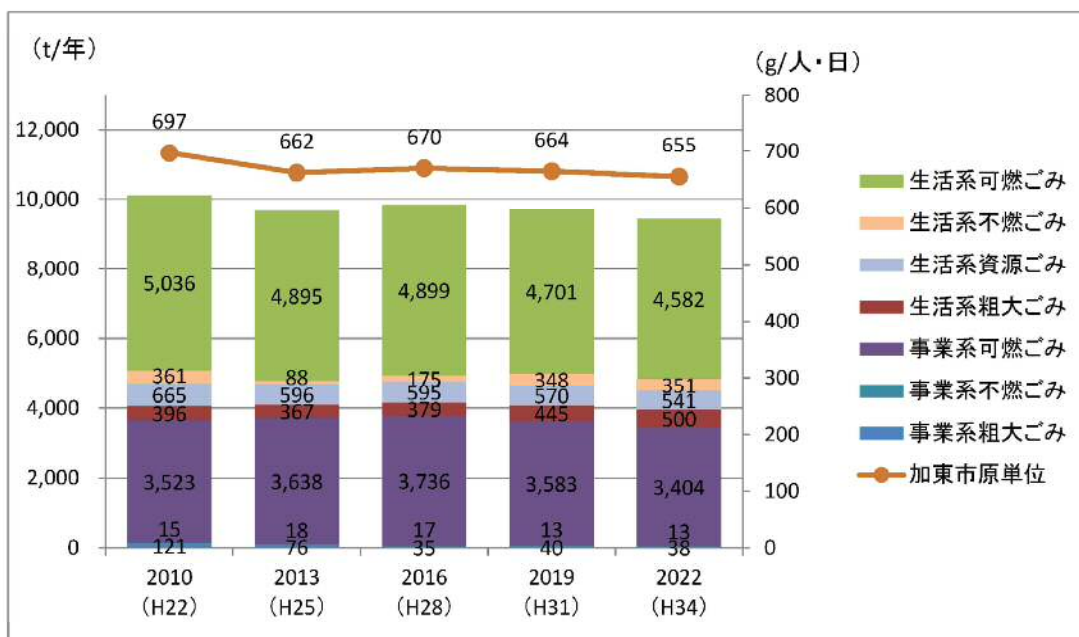


図 4-4 ごみ処理量の将来推計（集団回収量を除く）

1 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの排出抑制のためには、市、市民、事業者が一体となって、ごみの減量・資源化の推進に取り組んでいく必要があります。したがって、ごみの減量・資源化に向けた市民、事業者、市の行動について以下に取りまとめます。

| 市民 | 事業者 | 市 |
|---|---|--|
| 市民は、廃棄物の発生抑制を意識し、ごみの減量・資源化に取り組み、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていきます。循環的な利用ができない廃棄物については、適正に処理されるよう、分別の徹底を図ります。 | 事業者は、自らの事業活動に伴い発生する廃棄物等の発生・排出抑制、資源の循環的な利用に積極的に取り組みます。 | 市は、積極的な情報提供や広報・啓発を行い、市民・事業者に対し、循環型社会の実現についての理解を促進し、自主的な取組を支援します。 |

表 5-1 市民・事業者・市の役割

(1) ごみ減量とリサイクルの推進

市民一人ひとりが、家庭・事業所から発生するごみの発生・排出抑制に取り組み、ごみ排出の少ない社会を目指します。

また、限りある資源を有効に利用するため、資源化可能なものはしっかり分別し、資源循環型社会の推進を目指します。

① ごみの発生・排出抑制の推進

各家庭、事業所からごみの発生・排出を抑制することは、ごみの排出量の削減のみならず、リサイクル率の向上、最終処分量の削減や処理費用の低減にもつながります。

| | 主な取組 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみは多くの水分を含んでいるため、水切りを徹底しましょう。 ○ 生ごみの堆肥化など自家処理を進めましょう。 ○ 必要のないものやすぐにごみとなるものは買わないようにしましょう。 ○ 買い物の時にはマイバッグを持参しましょう。 ○ 簡易包装商品やばら売り商品などを選択するよう心掛けましょう。 ○ 食べ残しをなくし、食べ物を賞味・消費期限内に消費し、生ごみとして出さないようにしましょう。 ○ 家具・家電などを購入する際は、丈夫な商品を選び、壊れたら修理し長く利用しましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 量り売りや包装の簡素化など、ごみが出にくい販売方法を採用しましょう。 ○ マイバッグ運動の推進など、家庭のごみを減らす取組を支援しましょう。 ○ 食品ロス削減について、食べきり運動等の普及啓発により、食べ残しが減る |

| | |
|---|---|
| | <p>よう進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商品の利用や廃棄段階で、ごみになりにくい製品の製造・販売を進めましょう。 ○ 事業活動によって発生する廃棄物の削減を徹底しましょう。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの排出状況について調査し、効果的な減量方法を検討します。 ○ 食品リサイクル法を周知・徹底します。 ○ 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制のため、事業者や市民へ呼びかけます。 ○ 多量排出事業所のごみ減量対策を指導・強化します。 ○ 商工会等関係団体との連携を強化します。 ○ 一般廃棄物収集運搬業許可業者によって持ち込まれる搬入物の展開検査を実施します。 ○ ごみとなるレジ袋の削減のためマイバック持参運動を推奨します。 ○ ごみの減量化・資源化のため3R運動を推進します。 |

② ごみ減量に向けた意識啓発

市民や事業者がごみに対する理解を深め、自主的なごみ減量の取組を促進するため、情報提供や広報・活動を行います。

| | 主な取組 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内で協力し合い、ごみの減量に向けたライフスタイルの転換を図りましょう。 ○ 環境保全やごみに関する市民参加型のイベントなど積極的に参加しましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所内で発生するごみについて減量努力を徹底しましょう。 ○ 環境に対する取組と、自主的な廃棄物の減量やリサイクルを促進するため、ISOなど環境マネジメントシステムを有効活用しましょう。 ○ 顧客に対しマイバッグの利用など、ごみを減らす購入方法についてPRしましょう。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民啓発活動を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域、環境団体や大学等との協働による啓発活動を推進します。 ・ ごみの減量方法や適正な排出方法など、情報提供や広報・啓発により周知を図ります。 ・ 市民参加型のイベント等を通じて、ごみ減量化への意識高揚を図ります。 ・ ごみ減量に向けた環境学習の推進を図ります。 ・ 環境マネジメントシステムや拡大生産者責任を広報・啓発します。 |

③ 資源ごみの分別の徹底

資源の有効利用に向け、ごみを排出する際に分別の徹底に努めます。

| | 主な取組 |
|----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 可燃ごみ、不燃ごみに資源ごみが混入しないよう、家庭内でごみ箱を分けるなど分別を徹底しましょう。 |

| | |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい分別方法について家庭内で話し合いましょう。 ○ 古紙などの資源ごみは、資源ごみ集団回収や民間回収業者等を積極的に活用し、資源としての再使用に努めましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所内での分別徹底に向け、社内教育に努めましょう。 ○ 効率的な古紙回収ルートを構築するなど、紙ごみの分別を徹底しましょう。 ○ 顧客用資源リサイクルボックスを用意するなど、顧客が排出する資源の分別を推進しましょう。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 資源ごみ分別収集を行い、適正な再資源化・再商品化を行います。 ○ 正しい資源分別の方法や資源ごみの拠点回収などの利用に関する情報提供に努めます。 ○ 古紙の再生利用の促進を行います。 ○ 広報等を通じて分別された資源がどのように資源化されているかなどの情報提供を行い、リサイクルの意識高揚を図ります。 ○ ごみの適正な分別について、環境学習を通じて意識高揚に努めます。 |

④ 資源化の拡大

各主体で、分別した資源の適正な排出および処理に努め、資源化を推進します。

| | 主な取組 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 資源ごみ集団回収運動に積極的に参加しましょう。 ○ 地区単位で資源ごみ回収ボックスを設置しましょう。 ○ 資源ごみ拠点回収を積極的に活用しましょう。 ○ 廃食用油の回収拠点箇所数を増やしましょう。 ○ フリーマーケットなど、不用になったもののリサイクル活動を実践しましょう。 ○ 廃棄した後も再利用や再資源化ができる商品を購入しましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ペットボトルなど、資源の店頭回収を進めましょう。 ○ 事業所内で発生する資源ごみは、再資源化業者などの活用や独自の再資源化処理の実施など、積極的なリサイクルを推進しましょう。 ○ 再生紙の活用など、グリーン購入を実践しましょう。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 資源ごみ集団回収運動の助成を継続し、積極的な取組を支援します。 ○ 資源ごみ拠点回収による周知・徹底を図り、ごみステーションの見直しを検討します。 ○ 各種リサイクル法による再資源化を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政で使用する資材や備品などは、リサイクル製品の積極的な利用に努めます。 ・市民・事業者によるグリーン購入を促進します。 ○ 小野クリーンセンターから排出される焼却灰等の一部をセメントリサイクル事業に活用します。 ○ スリム・リサイクル回収を推進します。 |

(2) 安全で適正な収集・処理体制の推進

ごみを衛生的かつ安全に処理するために、地球温暖化対策に配慮しながら、ごみの収集運搬から最終処分に至るまでの効率的な処理体制を推進します。

① 安全で効率的な集運搬体制の確立

収集運搬は、ごみの排出量の変化などに応じて効率的に行います。また、収集運搬で発生する二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスにも配慮します。

| | 主な取組 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 収集運搬が効率的に行えるよう、ごみの適正な分別および排出を徹底しましょう。 ○ ごみの排出抑制の推進、資源ごみ回収などの活用により、ごみの排出量を可能な限り少なくしましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの排出量の削減により、運搬時における環境負荷を低減しましょう。 ○ 収集運搬許可業者などと連携しながら、効率的な運搬を実施しましょう。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な収集運搬体制の整備を図ります。 ○ 環境負荷の少ない収集車両を導入するなど、地域環境に配慮した収集運搬体制を推進します。 ○ 資源ごみの効果的な拠点回収について検討します。 |

② 安全で適正な処理体制の推進

本市の中間処理は、小野加東加西環境施設事務組合が中心となって行っていますが、施設で適正な処理を維持できるよう、ごみの適正排出を推進します。

| | 主な取組 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出されたごみがどのように処理されているか、市の情報などを基に把握しましょう。 ○ 施設において適正かつ効率的な処理・処分が行えるよう、ごみの適正な分別排出を徹底しましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市に排出するごみについては、施設において適正かつ効率的な処理・処分が行えるよう、社内教育などを通して、ごみの適正な分別排出を徹底しましょう。 ○ 民間事業者などに収集および処理・処分を委託する場合にも、安全かつ適正に処理されるよう排出者としての責任を果たしましょう。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、事業者に対し、施設における処理方法や、分別の意義、ごみの適正排出方法などに関する情報提供や広報・啓発に努めます。 ○ 中間処理施設や最終処分場など、新規施設整備には、莫大な費用と用地の確保などが必要となることから、現有施設の長期利用ができるよう、処理先の施設と情報連携を図ります。 ○ 近隣自治体と相互協力・連携して、適正なリサイクルやごみ処理体制の確保に努めます。 ○ 民間施設等を利用した再資源化を推進します。 |

(3) 環境美化対策の推進

環境美化や環境保全に対する意識を高めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止、クリーンキャンペーンなど、地域ぐるみで取り組む環境美化活動を推進します。

① 環境美化対策の推進

| | 主な取組 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみやたばこのポイ捨てをしないよう徹底しましょう。 ○ ペットの飼い主は、責任を自覚しマナーを守りましょう。 ○ 地域の環境美化活動などに積極的に参加、協力しましょう。 ○ クリーンキャンペーンなど、地域の環境美化活動に取り組み、水路や道路側溝などを衛生的に管理しましょう。 ○ ごみの不法投棄撲滅策を地域でも検討しましょう。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境を意識した事業活動を推進しましょう。 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄のない環境づくりのため、環境団体等との協働による取り組みを推進し、それぞれの役割分担に基づく対等なパートナーシップを確立するとともに、活動支援を積極的に展開します。 ○ 監視パトロール充実のための制度等を検討します。 ○ 不法投棄発生時に迅速な対応をするため、関係機関（県、警察）と連携し、不法投棄対応マニュアルを作成します。 |

2 分別して収集するものとしたごみの種類および分別の区分

ごみの分別区分は、全地域において表5-2に示すとおりとし、今後、ごみ質の変化等に伴い、必要に応じて、分別区分を変更します。

(全地域)

| 分別区分 | ごみの内容 |
|------------|---|
| 燃えるごみ | 生ごみ、革・布製品、木くず、複合したプラスチック類、その他化学製品、紙くず、衣類、その他 |
| 容器包装プラスチック | 「プラ」マークが付いているプラスチック製の容器・包装 プラマークがない場合は①物を入れるもの、または、包むもの ②中身が商品③商品を消費したら不要になるもの、3点すべてに該当するもの |
| 硬質プラスチック | 上記以外のプラスチック製品 |
| びん | 無色・茶色・その他色で、飲んだり食べたりするものが入っていたびん |
| ペットボトル | 「ペット1」マークが付いているペットボトル |
| 缶・小型金属類 | アルミ・スチール缶、なべ、包丁などの小さな金属 |
| 乾電池 | ボタン型・充電式電池以外の乾電池 |
| 蛍光灯・電球 | 蛍光灯、電球 |
| 不燃ごみ | 陶器、鏡、ガラス |

表 5-2 ごみの分別区分

3 ごみの適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

① 収集・運搬体制

収集・運搬の管理体制は、生活系ごみは市が主体となり行い、事業系ごみは事業者の責任において行います。基本は直営とし、部分的に民間委託も検討します。

② 収集方式等

収集対象地域は行政区域全域であり、一般家庭から排出される生活系ごみについて定められた分別区分と排出方法に則り排出された廃棄物を収集対象とします。事業系ごみは、排出者自ら直接搬入するか、許可業者による収集とします。

収集頻度については、滝野地域は変更が生じますが、排出量や市民サービスの向上、収集の効率化等の面から、必要に応じて見直しを検討します。

(全地域)

| 分別区分 | 収集方式 | 収集頻度 | 排出方法 | 収集運搬体制 |
|---------------|----------|--------|--------|--------|
| 燃えるごみ | ステーション方式 | 週2回 | 指定のごみ袋 | 直営又は委託 |
| 容器包装プラスチック | ステーション方式 | 週1回 | 指定のごみ袋 | 直営又は委託 |
| 硬質プラスチック | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営又は委託 |
| びん(無色、茶色、その他) | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営又は委託 |
| ペットボトル | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営又は委託 |
| 缶・小型金属類 | ステーション方式 | 月1回/2回 | 指定の容器 | 直営又は委託 |
| 乾電池 | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営又は委託 |
| 蛍光灯・電球 | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営又は委託 |
| 不燃ごみ | ステーション方式 | 月1回 | 指定の容器 | 直営又は委託 |

表 5-3 収集方式等

③ 収集・運搬量

将来の収集・運搬量は図 5-1 に示すとおりです。

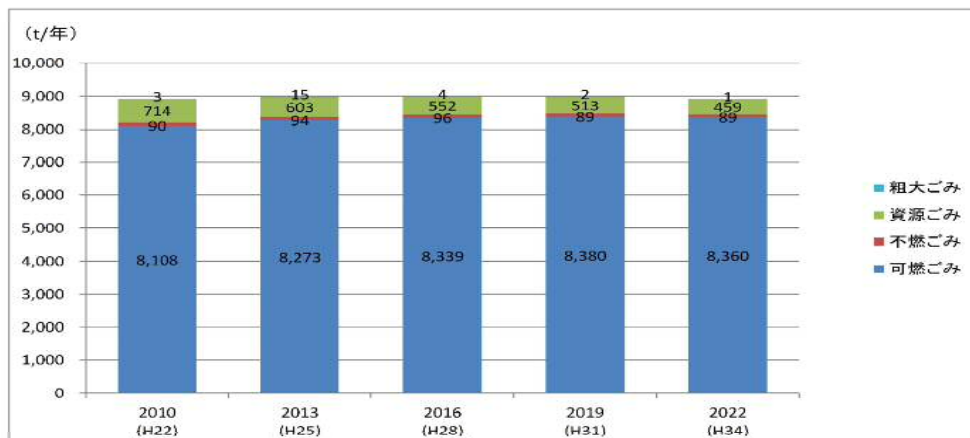


図 5-1 収集・運搬量の将来推計

(2) 中間処理計画

中間処理は、分別収集で分別された資源ごみや、粗大ごみ中の金属等を、それぞれ資源化を図りながら減量・減容処理を実施します。

① 運営・管理体制

中間処理の運転管理は、小野加東加西環境施設事務組合および民間処理施設で行います。

② 中間処理対象ごみおよび処理方法

施設の処理対象物は、処理フローの図5-2に示すとおりとします。

ごみ処理フロー 全地域

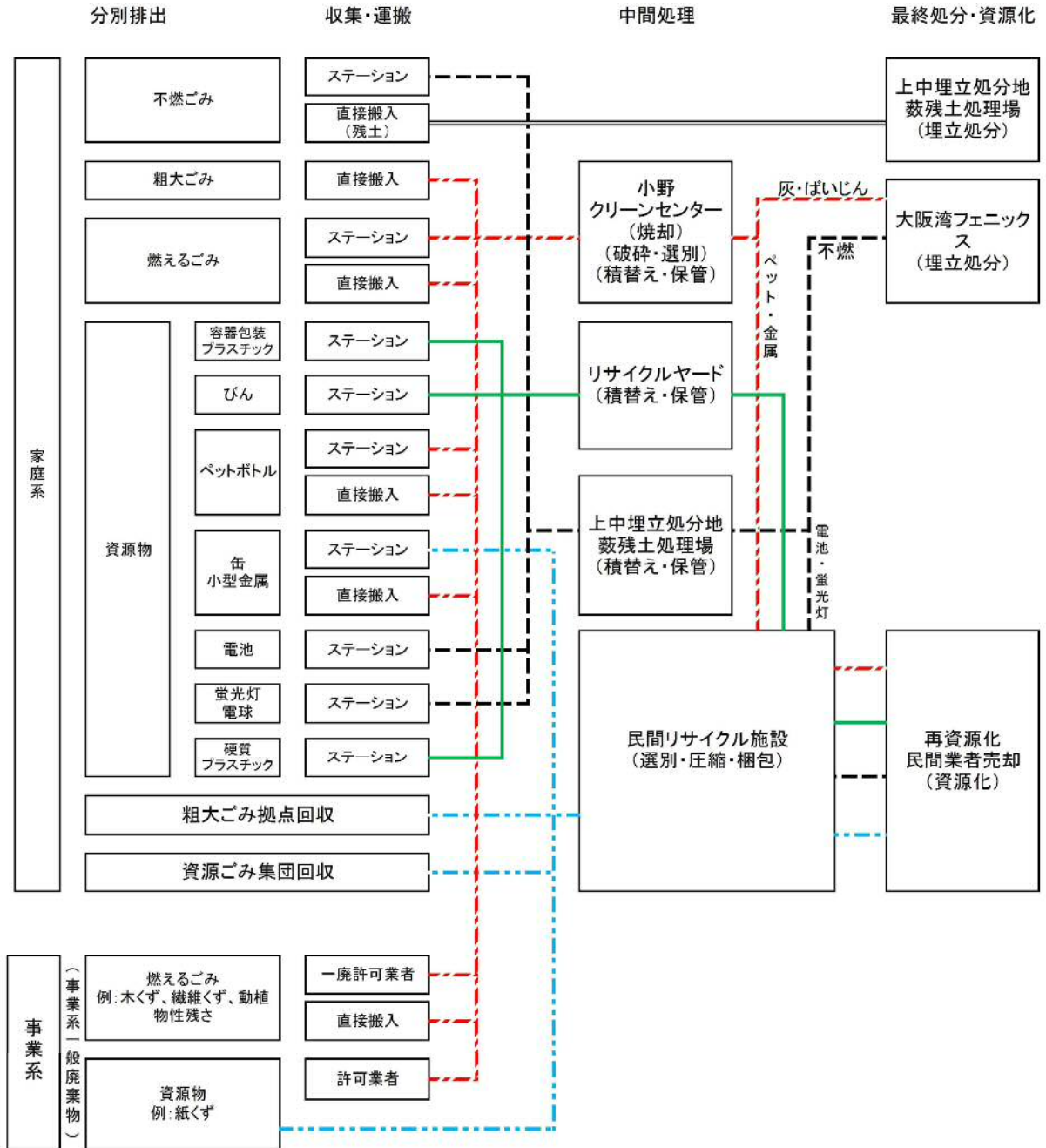


図 5-2 全地域の将来のごみ処理フロー

③ 中間処理量

将来の中間処理量は図 5-3 に示すとおりです。

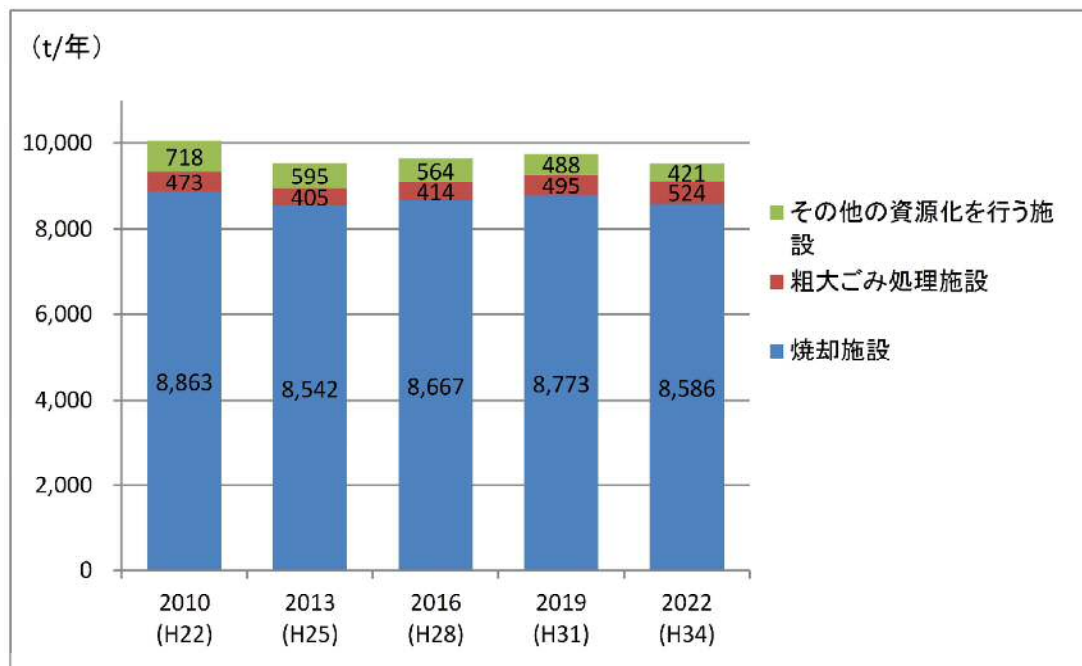


図5-3 中間処理量の将来推計

(3) 最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化・安定化させ、自然へ還元させることです。

最終処分場は廃棄物の最終的な受け皿であり、この機能を欠如させることはできないため、長期的な展望に立った用地の確保、施設の整備が重要です。

① 運営・管理体制

運営・管理体制は、現状どおり、市が主体となり行います。小野加東加西環境施設事務組合から発生する灰・ばいじん等の埋立処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターにより行っており、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立状況をもつつ、必要に応じて体制の見直しも検討します。

② 最終処分対象ごみおよび処分方法

最終処分対象ごみは、中間処理を経て、最終的に残ったごみで、資源化、減量（容）化することが困難で、無害化、安定化しているものです。具体的には、不燃ごみの直接埋立物、ごみ焼却施設（小野クリーンセンター）からの焼却灰、粗大ごみ処理施設からの不燃物です。

③ 埋立処分量

将来の埋立処分量は図5-4に示すとおりです。埋立処分量は、2022（平成34）年度には1,196tとなります。

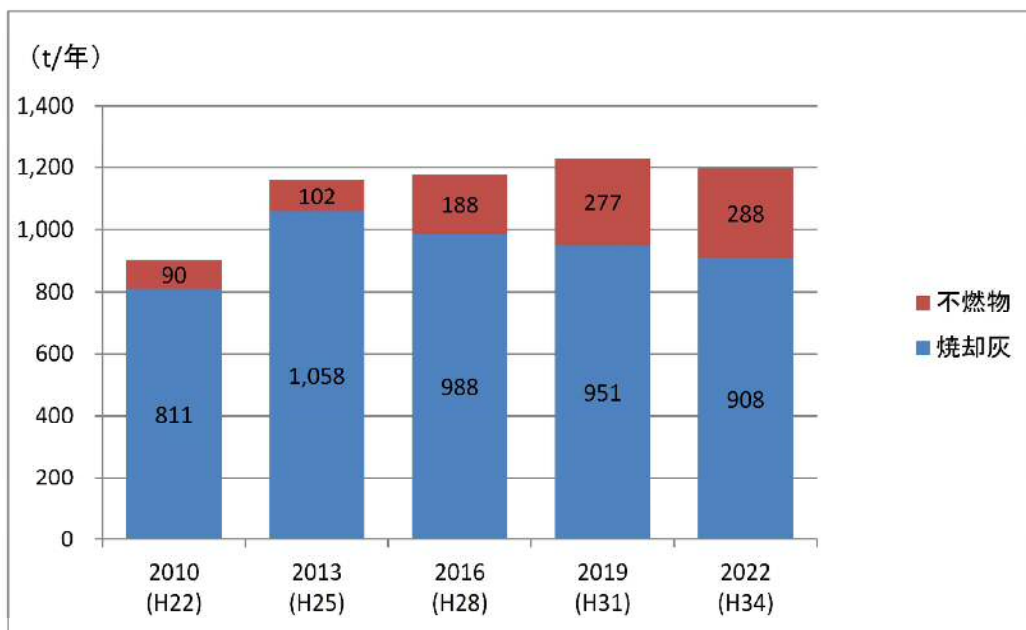


図5-4 埋立処分量の将来推計

4 ごみの処理施設の整備に関する事項

中間処理は、小野加東加西環境施設事務組合が主体となって行っており、最終処分は、市および大阪湾広域臨海環境整備センターが行っています。以下に本計画期間中における整備計画を示します。

① 中間処理施設

小野加東加西環境施設事務組合では、ごみ焼却施設とリサイクル施設(粗大ごみ処理施設、リサイクル施設)を有しています。稼動状況は、施設の供用開始時期についてみると、ごみ焼却施設は稼動開始が1989(平成元)年4月で稼動後29年が経過し、リサイクル施設は1999(平成11)年2月稼動開始で稼動後20年が経過しています。

② 最終処分場

不燃ごみは、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて埋立処分を行っています。ガレキ類は「上中埋立処分地」および「藪残土処理場」において埋立処分を行っていますが、施設の長期利用を確保するため、ごみの減量化・減容化に努めていく必要があります。

小野加東加西環境施設事務組合から排出される焼却残渣の埋立処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて行っており、大阪湾広域臨海環境整備センターの動向を見据え、延命化に向けて、減量化・資源化に努めます。

5 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 保健衛生推進協議会の運営

市のごみ減量化・資源化および適正処理の推進に関して審議するため、「加東市保健衛生推進協議会」を設置しています。

これまでも、容器包装廃棄物などの分別収集のあり方などについて審議していただき、現在

の容器包装リサイクル法に対応した分別収集体制の確立などを市のごみ処理施策に反映してきました。

今後も、市の廃棄物施策の在り方についての協議とともに、ごみの排出・処理量およびリサイクル率など、本計画の進行管理も行います。

(2) 保健衛生推進委員の役割

一般廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策への協力を行う保健衛生推進委員は、ごみの減量化と地域環境美化の推進に関するリーダー役として位置づけられ、容器包装リサイクル法などに基づく分別収集を行ううえでも重要な役割を担うものであります。

今後、廃棄物の分別区分の見直しなどの資源化・減量化施策を展開する際に、保健衛生推進委員の果たす役割は重要であると考えます。

(3) 不適正処理および不法投棄対策

安全・清潔で快適な環境を築き、違法行為を許さない状況をつくっていくために「早期発見・早期撤去・悪質者の厳重対処」の方針により対応します。

① 監視体制の充実

市内パトロールを行い、監視や早期発見・早期撤去に努め、不法投棄の未然防止を図ります。

② 土地所有者への協力要請、責務

空き地などの土地所有者や管理者は、不法投棄されないように、所有地・管理地には、柵の設置等により投棄者の侵入を防止することが必要です。また、不法投棄によるごみは、土地所有者や管理者の責任において適切に処理、処分する責務があります。

③ 効率的な対応

関係部局との連携を図りながら効率的に対応します。また、悪質者に対しては警察と連携し、厳正に対応します。

④ 啓発の推進

広報などにより、ごみの適正な処理についての協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

⑤ 広域的な対応

不法投棄は、山間や河川部など、市域を超え発生し、周辺自治体と連携し対応することが必要となっています。また、市単独の対応だけでなく、県、警察および市民の組織的な協力も不可欠であり、情報の共有と情報交換を進めます。

(4) 災害廃棄物対策

ここでいう災害は、本市において被害が大きく計画的な廃棄物の処理が必要となる地震及び水害とします。

① 対象廃棄物

加東市で、地震および水害時に発生する対象廃棄物は、以下に示すものとなります。

ガレキ：被災家屋撤去に伴うコンクリートがら、廃木材など

粗大ごみ：災害により発生する廃家財などの粗大ごみ

② 建物被害想定

地震、水害それぞれ被害の特性は異なりますが、ここでは被害が最大規模と推定されている山崎断層地震発生時の想定数値を基に表5-4に示すとおり設定します。

| 山崎断層地震（主部南東部・草谷断層）による被害想定 | | | (単位：棟) |
|---------------------------|-------|-------|--------|
| 区分 | 全壊建物数 | 半壊建物数 | 計 |
| 加東市 | 4,271 | 5,860 | 10,131 |

資料：加東市（加東市地域防災計画）

表5-4 建物被害棟数

③ ガレキ発生量

災害時、特に地震災害においては、建物の倒壊によりガレキが多量に発生するため、被災地からの早急な撤去、処理が求められます。なお、災害時には通行上の障害となるガレキも発生が想定されるため、これらのガレキを優先的に処理するものとします。

震災被害によるガレキ発生量は、「震災廃棄物対策指針（旧厚生省 平成10年10月）」を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみの発生量等を推定しております。ガレキ発生量原単位は表5-6に示すとおりとします。

震災廃棄物発生推定量（山崎断層地震（大原・土万・安富・主部南東部）の場合）

| 地域 | 木造建物 全壊（棟） | 非木造建物 大破（棟） | ガレキ量（t） | |
|-----|---------------|----------------|---------|--------|
| | | | 可燃系 | 不燃系 |
| 加東市 | 1,481 | 0 | 34,622 | 89,588 |

※ 算定条件は次のとおりです。

資料：加東市（加東市地域防災計画）

- ・解体棟数：木造「全壊数」、非木造「大破数」
- ・1棟当たり延床面積（㎡）：木造120.5、非木造65.6（平成15年住宅・土地統計調査確報集計結果 兵庫県 第7表より算定 全県版 対象は住宅のみ）

表5-5 ガレキ発生量

兵庫県南部地震 (単位：t/m²)

| 区分 | 可燃系 | 不燃系 |
|-----|-------|-------|
| 木造 | 0.194 | 0.502 |
| 非木造 | 0.12 | 0.907 |

資料：加東市（加東市地域防災計画）

表5-6 ガレキ発生量原単位

④ 処理実施計画の作成

災害発生時においても廃棄物処理を継続するため、収集及び処理に必要な資材、電気、搬入路も含め各施設の被害状況を調査します。また、民間廃棄物処理業者の施設被害調査も併せて行います。

被災の状況は、加東市地域防災計画（地震災害対策計画）に定める被災住宅等の調査により確認します。

上記調査確認結果より実際の被害状況を確認し、関係機関との調整および実施計画の作成

を早急に実施します。

⑤ 災害廃棄物の収集

災害廃棄物（建物、工作物の解体物を除く。）の収集運搬は、市内に所在する一般廃棄物の収集運搬許可をもつ業者と建設業者に協力を依頼し、人員、車両を確保します。また、排出、収集段階でできる限りの分別を行い、搬入先における選別作業の負担を少なくするよう努めます。

被災建物および工作物の解体物の収集運搬については、原則として所有者、管理者が自ら行うものとしませんが、災害復旧を進める上で必要と認められる場合は、公費による収集運搬を行います。

⑥ 災害廃棄物の保管

処分の体制が整うまでの一時保管場所および作業用地として10,000m²以上を目標に、加東市の設置する最終処分場の埋立済み部分などで確保します。

⑦ 災害廃棄物の分別

分別作業場所は、保管場所隣接地に確保し、集められた廃棄物は重機により大まかな破碎を行ったあと、木類、可燃物、金属類、コンクリート、ガレキの5種に分別をします。大型木類の処理については、一般廃棄物の破碎、資源化ができる処理業者への直接持ち込みで行います。

⑧ 災害廃棄物の処分

分別を行った廃棄物については、それぞれの処分先に早期に搬入します。可燃物については、焼却施設の状況にもよりますが焼却とし、能力不足の場合は災害時の協定に基づき、県内他団体の焼却施設に協力を求めます。埋立処分対象物については、復興後の最終処分場利用にも配慮して、埋立処分は極力少なくすることとし、再生利用可能物は適正に再生できるよう受け入れ先の確保に努めます。

⑨ 通常の生活に伴う一般廃棄物

通常の生活に伴う一般廃棄物については、以下に示すとおりとします。

| | 作業内容 |
|-------|--|
| 収集 | 災害後のごみ収集は通常時と同様の体制を確保することが困難であるため、すべての収集体制を見直すものとし、暫定の分別区分、排出方法、集積場所、収集日を設定します。集積場所は、行政区等、公共施設管理者と協議します。 |
| 処理・処分 | 可燃ごみ：ごみ焼却施設で焼却とします。 処理能力不足の場合には災害ごみの可燃ごみと同様、災害時の協定に基づき、県内他団体の焼却施設にも協力を要請します。 直接埋立処分については容量、衛生面から極力避けるものとします。 不燃ごみ：災害廃棄物の処理を優先するため、不燃ごみの選別を一時停止し、仮置き場等に一時保管したのち、状況を見て金属の除去など、可能な範囲で埋立量の減量を図るものとします。 びん・缶：災害廃棄物の処理を優先するため、びん・缶の選別は一時的に項目の削減を行うか、若しくは一時中止とします。 粗大ごみ：災害廃棄物と合わせて処分します。 |

⑩ 市民への周知

災害発生後は、全ての面において混乱が予想されることから、ごみの排出方法については変更の都度、正確に市民に伝達するよう努めます。伝達は、チラシ、文書その他、広報車の巡回やマスメディアへの依頼も行います。

⑪ 広域処理体制

災害時において、廃棄物の収集および処分が困難となるおそれがある場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定書（2005（平成17）年9月1日）」に基づき、自治体に処理の協力を要請します。

小野加東加西環境施設事務組合の稼働不能となる大きな被害が発生した場合は、近隣の自治体でも同様の被害が発生していると考えられるため、廃棄物処理施設の被害状況のとりまとめを行う県との連絡体制を整え、加東市の状況報告と県下の被災状況についての情報収集を行い、広域的な処理体制により対応します。

（5）事業者の協力

事業所から排出されるごみについて、減量化・資源化の促進と適正排出の徹底を推進します。

- ① 発生源における排出抑制
- ② 事業者・販売店で容器包装の排出（発生）抑制
- ③ 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
- ④ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

（6）計画実施スケジュール

計画実施スケジュールを、表5-7 に示します。

| 継 続 | | 中 期 (2013(H25)～ 2017(H29)) | 目 標 (2018(H30)～ 2022(H34)) |
|--------------|--|----------------------------------|----------------------------------|
| 排出抑制 ・資源化 | ・分別の徹底 ・広報啓発の推進 ・環境教育の充実 ・助成制度の継続 | ・資源ごみ拠点回収の推進 | ・事業系ごみの減量推進 |
| 収集運搬 | ・直営および委託による収集運搬の継続 | | ・効率的な収集運搬体制の確立 |
| 中間処理 | ・減量(容)化の推進 | | |
| 最終処分 | ・減量(容)化の推進 | ・上中埋立処分地用地買収 | |
| その他 | ・不法投棄対策の推進 | ・出前講座の充実 | ・災害廃棄物対策の推進 |

表5-7 計画実施スケジュール

第6章 フォローアップ

1 計画の周知

計画の推進にあたっては、市民、事業者との情報を共有するため、各施策の成果や進捗状況を毎年度「加東市一般廃棄物概要」や広報等で公表し、周知を図ります。

2 計画の進行管理

(1) 年度ごとの一般廃棄物処理実施計画の策定

「ごみ処理基本計画」が10年の長期計画であるのに対し、各年度の計画として「ごみ処理実施計画」を策定する必要があります。

ごみ処理実施計画では、以下のような内容について具体的な計画を作成します。

① 処理計画量の見込み

現時点での収集・運搬、処理・処分形態での排出量、処理・処分量のデータは、2010（平成22）年度のみとなっているため、各年度データの蓄積毎に処理計画量を見直します。

② 排出抑制および適正処理に関する方策

③ 収集・運搬計画

④ 中間処理計画

⑤ 最終処分計画

(2) 進捗状況のフォローアップ

施策の推進にあたっては、進捗状況を3年毎に把握し、社会情勢の変化などにもすばやい対応と、新たな視点での施策展開が求められることも考えられます。

これらのことを的確に判断し、効率的・効果的な施策展開を図るため、進捗状況のフォローアップにより、各種施策の検討・推進、評価および検証等を行います。

3 計画の見直し

年度ごとの「ごみ処理実施計画」および「進捗状況のフォローアップ」の状況を踏まえ、毎年計画の点検を行います。フォローアップ等で問題が生じた場合には、状況に応じて見直します。計画の見直しは、以下のような内容について行います。

① 処理計画量の見込み

② 排出抑制および適正処理に関する方策

③ 収集・運搬計画

④ 中間処理計画

⑤ 最終処分計画